

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市立学校施設使用条例の一部改正  
 (教育総務課) 9
- 亀岡市循環型社会推進条例の一部改正  
 (資源循環推進課) 9
- 亀岡市国民健康保険条例の一部改正  
 (保険医療課) 10
- 亀岡市総合福祉センター条例の一部改正  
 (地域福祉課) 11
- 亀岡市こども医療費助成条例の一部改正  
 (子育て支援課) 13
- 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部改正  
 (病院総務課) 13
- 亀岡市都市公園条例の一部改正  
 (都市整備課) 14
- 亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部改正  
 (桂川・道路交通課) 17
- 亀岡市自転車等駐車場条例及び亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部改正  
 (土木管理課) 18
- 亀岡市営特定目的住宅条例の一部改正  
 (建築住宅課) 19
- 亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一部改正  
 (税務課) 19
- 亀岡市国民健康保険条例の一部改正  
 (保険医療課) 24

## —— 規 則 ——

- 亀岡市勤怠管理システム運用規則  
 (人事課) 25
- 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正 (人事課) 26
- 出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正 (総務課) 32
- 亀岡市事務分掌規則の一部改正  
 (企画調整課) 33
- 亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部改正 (地域福祉課) 34
- 亀岡市こども医療費助成条例施行規則の一部改正 (子育て支援課) 34
- 亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部改正 (資源循環推進課) 36
- 亀岡市個人情報保護法施行細則  
 (総務課) 36
- 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部改正 (人事課) 38
- 職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則 (人事課) 40

## —— 告 示 ——

- 公示送達 (保険医療課) 43
- 亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱の一部改正 (保育課) 43
- 公示送達 (保険医療課) 44
- 南丹都市計画下水道事業(亀岡市公共下水道)の事業計画変更の認可  
 (都市計画課) 44

○令和5年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課)	45	○亀岡農業振興地域整備計画の変更による計画書の縦覧 (農林振興課)	60
○公示送達 (税務課)	45	○亀岡市鳥獣被害防止計画の策定 (農林振興課)	60
○公示送達 (税務課)	45		
○公示送達 (保険医療課)	46	<b>—— 任免及び辞令 ——</b>	
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課)	47	<b>議会事務局欄</b>	
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課)	48	<b>—— 規 則 ——</b>	
○亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱の廃止 (文化国際課)	51	○亀岡市議会個人情報保護規則の廃止	62
○亀岡市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱等の一部改正 (総務課)	51	<b>—— 規 程 ——</b>	
		○亀岡市議会個人情報保護条例施行規程	63
<b>—— 訓 令 ——</b>		<b>監査委員欄</b>	
○亀岡市事務処理規程の一部改正 (人事課)	53	<b>—— 規 程 ——</b>	
○亀岡市職員の勤務時間等の特例等に関する規程 (人事課)	55	○亀岡市監査委員個人情報保護規程の廃止	70
○亀岡市情報セキュリティ対策基準規程及び亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正 (総務課)	55	<b>—— 公 表 ——</b>	
○職員の定年の引上げ等に伴う関係訓令の整備に関する訓令 (人事課)	56	○令和4年度定期監査及び行政監査	70
		○令和4年度財政援助団体等監査	74
<b>—— 公 告 ——</b>		○定期監査等の結果に基づく意見	79
○公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (教育総務課)	58	<b>教育委員会欄</b>	
○本市職員採用試験の結果 (人事課)	58	<b>—— 規 則 ——</b>	
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課)	58	○亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正	81
○捕獲犬の抑留 (環境政策課)	59	○亀岡市教育委員会個人情報保護規則の廃止	81
○捕獲犬の抑留 (環境政策課)	59	<b>—— 告 示 ——</b>	
○民間事業者の選定結果 (農林振興課)	60	○亀岡市指定文化財の指定	82
		<b>—— 任免及び辞令 ——</b>	

<b>選挙管理委員会欄</b>		
—— 規 程 ——		
○亀岡市選挙管理委員会個人情報保護規程の廃止	83	○京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任
—— 告 示 ——		
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	84	○京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時
○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	84	○京都府議会議員一般選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	84	
○京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所	84	<b>公平委員会欄</b>
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	85	—— 規 則 ——
○亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の市長等及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	85	○亀岡市公平委員会個人情報保護規則の廃止
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	85	
○京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	86	<b>農業委員会欄</b>
○京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所	87	—— 規 則 ——
○京都府議会議員一般選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	88	○亀岡市農業委員会個人情報保護規則の廃止
○京都府議会議員一般選挙における期日前投票所	88	
○京都府議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者の選任	89	—— 公 告 ——
		○令和5年3月定例総会の開催
		<b>上下水道部欄</b>
		—— 規 程 ——
		○亀岡市上下水道部個人情報保護規程の廃止
		○亀岡市水道料金等収納事務委託規程の一部改正
		○人事制度の見直しに伴う関係上下水道事業管理規程の整理に関する規程
		—— 告 示 ——
		○公共下水道の供用及び汚水の処理の開始
		—— 公 告 ——
		○南丹都市計画下水道事業の変更認可の告示による事業の施行

○南丹都市計画下水道事業の変更認可に係る図書の写しの縦覧 97

**市立病院欄**

—— 規 程 ——

○亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部改正 98

○亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正 99

○亀岡市立病院処務規程等の一部改正 99

○職員の定年の引上げ等に伴う関係規程の整備に関する規程 100

○亀岡市病院事業個人情報保護規程の廃止 101

○亀岡市立病院診療情報開示規程の一部改正 102

**固定資産評価審査委員会欄**

—— 規 程 ——

○亀岡市固定資産評価審査委員会個人情報保護規程の廃止 102

公布された条例のあらまし

亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例要綱

- 1 別院中学校の閉校に伴い、使用料の規定から別院中学校を削ることとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例要綱

- 1 受益者負担の原則に基づき、市の指定する処理施設へ搬入される粗大ごみの手数料を他の家庭系一般廃棄物の手数料と同様に従量制にすることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 産科医療補償制度の見直しによる健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を1児につき488,000円（現行408,000円）に改めることとした。
- 2 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、

次のとおり改正することとした。

- (1) 国民健康保険料の後期高齢者支援金賦課額に係る賦課限度額を220,000円（現行200,000円）に改めることとした。
- (2) 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を290,000円（現行285,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を535,000円（現行520,000円）に改めることとした。

- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 5 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

---

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡市総合福祉センターの効率的な施設活用について、施設の利用体系を整備し、適正な料金徴収を行うため、使用料等の見直しを行うこととした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例要綱

- 1 子育て世帯における経済的負担の軽減をより一層図るため、子ども医療費助成制度について、次のとおり規定整備を図ることとした。
  - (1) 子ども医療費助成制度の対象となる子どもの年齢上限を18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡充することとした。
  - (2) 子ども医療費助成制度の入院及び入院外に係る一部負担金の額を無料とすることとした。
  - (3) 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どものうち、自らが被保険者となるもの等を子ども医療費助成制度の対象とすることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 4 この条例は、令和5年9月1日から施行することとした。

---

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 訪問看護ステーションの開設に伴い、訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業に係る使用料等を定めることとした。
- 2 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行す

ることとした。

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 亀岡駅北土地地区画整理事業、大井町南部土地地区画整理事業及び亀岡駅南周辺地区まちなみ・まちづくり構想事業により設置予定の公園を新たに都市公園法に基づく都市公園として、次のとおり規定することとした。

名 称	位 置
亀岡駅西公園	亀岡市亀岡駅北3丁目地内
大井町南部1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
大井町南部2-1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
大井町南部2-2号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
大井町南部3号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
大井町南部4号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
大井町南部5号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
京町公園	亀岡市京町地内
内丸町公園	亀岡市内丸町地内

- 2 亀岡運動公園競技場の夜間使用に係る使用時間及び使用料の規定を新たに設けることとした。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 自由通路等の位置を次のとおり改正することとした。

現 行	亀岡市追分町谷筋1番地6先から同8番地4先まで
改正後	亀岡市追分町谷筋1番6先から亀岡市亀岡駅北一丁目100番3先まで

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市自転車等駐車場条例及び亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部を改正する  
条例要綱

1 亀岡市自転車等駐車場及び亀岡市駅前送迎用スペースの位置を次のとおり改正することとした。

(1) JR亀岡駅北口自転車等駐車場

現 行	亀岡市追分町谷筋4番、4番3、7番、7番3、7番4、11番、11番2、12番2、13番2及び13番3
改正後	亀岡市亀岡駅北一丁目100番26、100番28

(2) JR亀岡駅北口送迎用スペース

現 行	亀岡市追分町谷筋、一本木地内
改正後	亀岡市亀岡駅北一丁目100番3

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

---

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例要綱

1 蕨田野町天川に設置している特定目的住宅1戸について、老朽化に伴い用途廃止することとした。

2 市営特定目的住宅への入居に際し、保証人の選任を不要とすることとした。

3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

4 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画  
税条例の一部を改正する条例要綱

- 1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり  
亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一  
部を改正した。
  - (1) 環境性能割の税率区分について、現行の  
税率区分を令和5年12月末まで据え置く  
こととした。また、各税率区分における燃  
費基準達成度を3年間で段階的に引き上げ  
ることとした。
  - (2) 電気自動車等を取得した場合に翌年度の  
種別割を75%軽減するという現行の経過  
措置等について、適用期限を3年延長する  
こととした。
  - (3) その他所要の規定整備を図ることとした。
- 2 条例の施行に関し、必要な経過措置を定め  
ることとした。
- 3 この条例は、令和5年4月1日から施行し  
た。

---

亀岡市国民健康保険条例の一部を  
改正する条例要綱

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策と  
して、新型コロナウイルス感染症の影響によ  
り収入が減少した被保険者等に係る令和4年  
度相当分で、令和5年4月以降に納期限が到  
来する国民健康保険料について減免を行うた  
め、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、令和5年4月1日から施行し  
た。

## 条 例

亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第1号

亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

亀岡市立学校施設使用条例（平成16年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表屋内運動場の部①の項中

「小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川

中学校：別院

義務教育学校：亀岡川東学園」

を

「小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川

義務教育学校：亀岡川東学園」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

---

亀岡市循環型社会推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第2号

亀岡市循環型社会推進条例の一部  
を改正する条例

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「法第5条の2第1項」を「法第5条の7第1項」に改める。

第15条の2第1項中「粗大ごみ」の次に「（市が収集、運搬、処理及び処分するものであり、かつ、規則で定めるものに限る。）」を加える。

別表中「、及び粗大ごみ」を削り、「市が収集、運搬、処理及び処分する粗大ごみ（規則で定めるものに限る。）」を「粗大ごみ」に改め、「、10,000円」を「10,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第3号

亀岡市国民健康保険条例の一部を  
改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第16条の6の10中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第20条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同条第3項中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第25条の4第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に出生した被保険者に係る国民健康保険条例第7条の規定による出生育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第16条の6の10及び第20条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第4号

亀岡市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

亀岡市総合福祉センター条例（平成17年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

亀岡市コミュニティセンター (1階)	コミュニティホール	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 9,900
亀岡市障害者福祉センター (1階)	会議室	440	550	660	1,650
亀岡市中央老人福祉センター (2階)	教養娯楽室	440	550	660	1,650
	会議室	440	550	660	1,650

」

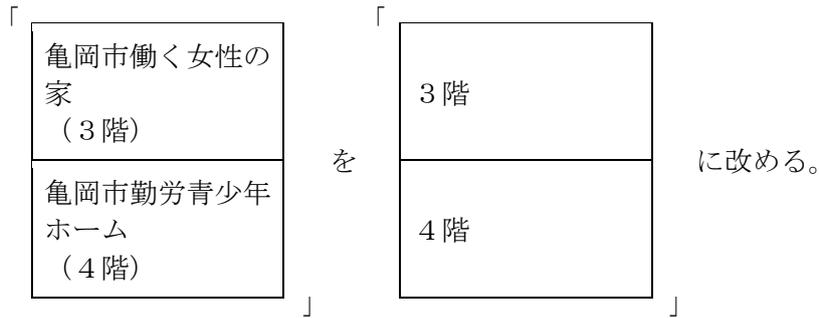
を

「

1階	コミュニティホール	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 9,900
	会議室	440	550	660	1,650
2階	教養娯楽室	440	550	660	1,650

」

に、



別表第2を次のように改める。

区 分		単 位	金 額
2階	団体事務室	1月	42,900円
	生活相談室		12,500円
	会議室		15,000円
4階	図書室		14,300円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第5号

亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

亀岡市子ども医療費助成条例（平成5年亀岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「「子ども」とは、」の次に「本市に住所を有する者であって」を加え、「15歳」を「18歳」に改め、同条第2項中「監督し、保護」を「監護」に改める。

第3条第1項中「亀岡市の区域内に住所を有する」を削り、「及び」を「若しくは」に、「規則」を「亀岡市子ども医療費助成条例施行規則（平成5年亀岡市規則第26号。以下「規則」という。）」に、「又は」を「若しくは」に改め、「保護者」の次に「又は15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どものうち、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員若しくは医療保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（以下「被保険者等」という。）であるもの若しくは婚姻をしているもの（国民健康保険法による被保険者（世帯主又は組合員を除く。）又は被保険者等の被扶養者に限る。）」を加える。

第3条第2項第1号中「世帯に属する」を削る。

第5条第1項中「保護者」を「対象者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第6号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成16年亀岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 健康保険法第88条第4項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項の規定により厚生労働大臣が定める訪問看護療養費に係る指定訪問看護

の費用の額の算定方法

- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項第1号及び第53条第2項第1号の規定により厚生労働大臣が定める基準  
第2条第3項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。
- (4) 死後処置料 10,000円以内で管理者が定める額
- (5) 訪問看護に係る交通費 1回500円以内で管理者が定める額（通常の事業の実施地域外かつ病院から片道10キロメートル以上の場所で行う場合に限る。）

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第7号

亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

42	亀岡駅西公園	亀岡市亀岡駅北3丁目地内
43	大井町南部1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
44	大井町南部2-1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
45	大井町南部2-2号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
46	大井町南部3号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内
47	大井町南部4号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
48	大井町南部5号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内
49	京町公園	亀岡市京町地内
50	内丸町公園	亀岡市内丸町地内

別表第3第3項第3号中

「

区分				使用時間				
				午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	全日 午前9時～午後5時		
専用使用	営利を目的としない場合	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	円 6,600	円 6,600	円 11,880	
				土曜日、日曜日及び休日	7,920	7,920	14,300	
		その他の催物に使用する場合	平日	26,400	26,400	47,520		
			土曜日、日曜日及び休日	31,680	31,680	57,090		
		入場料を徴収し、また、これに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	19,800	19,800	35,640	
				土曜日、日曜日及び休日	23,760	23,760	42,790	
	その他の催物に使用する場合	平日	66,000	66,000	118,800			
		土曜日、日曜日及び休日	79,200	79,200	142,560			
	営利を目的とする場合				平日	99,000	99,000	178,200
					土曜日、日曜日及び休日	118,800	118,800	213,840
個人使用				1人1回 220円 (ただし、中学生以下1人1回110円)				
研修室1				880	880	1,540		
研修室2				330	330	600		
研修室3				160	160	270		
附属設備				各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円（全日使用については、22,000円）を超えない範囲内において規則で定める額				

」

を

「

区分				使用時間				
				午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時	全日 午前9時～午後9時	
専用使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	円 6,600	円 6,600	円 9,900	円 20,790	
			土曜日、日曜日及び休日	7,920	7,920	11,880	24,950	
		その他の催物に使用する場合	平日	26,400	26,400	39,600	83,160	
			土曜日、日曜日及び休日	31,680	31,680	47,520	99,800	
	入場料を徴収し、また、これに類する取扱いをする場合	アマチュアスポーツに使用する場合	平日	19,800	19,800	29,700	62,370	
			土曜日、日曜日及び休日	23,760	23,760	35,640	74,850	
		その他の催物に使用する場合	平日	66,000	66,000	99,000	207,900	
			土曜日、日曜日及び休日	79,200	79,200	118,800	249,480	
	営利を目的とする場合			平日	99,000	99,000	148,500	311,850
				土曜日、日曜日及び休日	118,800	118,800	178,200	374,220
個人使用				1人1回 220円 (ただし、中学生以下1人1回110円)				
研修室1				880	880	1,320	2,780	
研修室2				330	330	500	1,050	
研修室3				160	160	240	510	
附属設備				各附属設備ごとに、1使用時間区分11,000円 (全日使用については、22,000円)を超えない範囲内において規則で定める額				
亀岡運動公園競技場夜間照明				照度強：1時間につき11,200円 照度弱：1時間につき5,600円				

」

に改め、同号の備考2中「午後1時から午後5時」を「使用が午後5時までのときはこの表の午後1時から午後5時までの使用料の額に4分の1を、使用が午後5時以後のときはこの表の午後5時から午後9時」に改め、同号の備考に次のように加える。

6 照度強及び照度弱とは、照明の明るさの度合いをいう。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

---

亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第8号

亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例（平成20年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「亀岡市追分町谷筋1番地6先から同8番地4先まで」を「亀岡市追分町谷筋1番6先から亀岡市亀岡駅北一丁目100番3先まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市自転車等駐車場条例及び亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第9号

亀岡市自転車等駐車場条例及び亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部を改正する条例

(亀岡市自転車等駐車場条例の一部改正)

第1条 亀岡市自転車等駐車場条例(平成17年亀岡市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「  
亀岡市追分町谷筋4番、4番3、7番、7番3、  
7番4、11番、11番2、12番2、13番2  
及び13番3  
」

を

「  
亀岡市亀岡駅北一丁目100番26及び100番  
28  
」

に改める。

(亀岡市駅前送迎用スペース管理条例の一部改正)

第2条 亀岡市駅前送迎用スペース管理条例(平成28年亀岡市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「  
亀岡市追分町谷筋、一本木地内  
」

を

「  
亀岡市亀岡駅北一丁目100番3  
」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第10号

亀岡市営特定目的住宅条例の一部  
を改正する条例

亀岡市営特定目的住宅条例（昭和43年亀岡  
市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保証人2人が連署した請書」を  
「緊急時の連絡先等を記載した請書」に改める。  
別表亀岡市葎田野町天川の項中「6戸」を  
「5戸」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を  
超えない範囲内において規則で定める日から  
施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第6条の  
規定により提出された請書は、改正後の第6  
条の規定により提出されたものとみなす。

「揭示済」

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画税条例の一  
部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第11号

亀岡市税条例及び亀岡市都市計画  
税条例の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例  
第39号）の一部を次のように改正する。

第34条の3第2項中「又は」の次に「当  
該控除することができなかつた金額のうち法  
第314条の9第2項後段に規定する還付を  
すべき金額により」を加え、「の同項の」を  
「の前項の」に、「若しくは市民税に充当  
し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税  
を納付し、若しくは納入し」に、「に充当す  
る」を「を納付し、若しくは納入する」に改  
める。

第35条の4の2第5項中「第3項」を  
「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、  
同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、  
同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2  
項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同  
条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第  
1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条  
第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の  
規定による申告書を給与支払者を経由して  
提出する場合において、当該申告書に記載  
すべき事項がその年の前年において当該給  
与支払者を経由して提出した前項又は法第  
317条の3の2第1項の規定による申告

書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第37条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第39条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第42条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第44条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収関係過誤納金とみなして、同条第

3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

第45条の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。）」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第45条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

第46条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第48条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第77条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第92条第1項及び第5項並びに第95条第1項中「第34号の2の5様式」の次に

「又は第34号の2の5の2様式」を加える。  
附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改

め、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第20項を次のように改める。

20 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、同条第12項各号列記以外の部分及び第5号中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4

年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車」が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4

項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

(亀岡市都市計画税条例の一部改正)

第2条 亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し及び同項中「附則第15条第33項」を「附則第15第32項」に改める。

附則第3項の見出し及び同項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項の見出し及び同項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第5項の見出し及び同項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第18項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第77条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の3第2項並びに第37条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第39条、第42条、第45条、第45条の2及び第45条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第35条の4の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の亀岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第35条の4の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき亀岡市税条例第35条の4の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第77条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の亀岡市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の亀岡市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正後の亀岡市都市計画税条例附則第18項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは「若しくは第43項」とする。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第12号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

15 新型コロナウイルス感染症の影響により第25条第1項第1号の規定の適用を受ける者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出した場合において、市長が必要と認めるときは、令和4年度相当分の保険料額であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているものの全部又は一部について減免する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

## 規則

亀岡市勤怠管理システム運用規則をここに公布する。

令和5年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第2号

亀岡市勤怠管理システム運用規則

(目的)

第1条 この規則は、亀岡市勤怠管理システムの運用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 勤怠管理システム 職員の勤務等の管理に関する事務を行うための情報システムをいう。
- (2) 電子決裁 決裁の権限を有する者が、その権限に属する事務について、その意思を決定する際に、勤怠管理システム上の電磁的記録により決裁し、又は合議することをいう。
- (3) 電子命令 命令の権限を有する者が、その権限の属する事務について、勤怠管理システム上の電磁的記録により命令を行うことをいう。
- (4) 電子申請 職員が、勤怠管理システム上の電磁的記録により届出又は申請等を行うことをいう。
- (5) 所属長 職員の勤務等に関する命令及び

申請の承認等の権限を有する者をいう。

(対象職員の範囲)

第3条 勤怠管理システムの対象とする職員は、市長事務部局に属する一般職の職員とする。ただし、勤務場所又は勤務形態の特殊性により勤怠管理システムの対象とすることが困難であると認める職員は、この限りでない。

(電子決裁の範囲)

第4条 電子決裁の範囲は、電子命令及び電子申請とする。

(電子命令の範囲及び手続の特例)

第5条 次に掲げる手続は、関係規則等の規定にかかわらず、電子命令により行うことができる。

- (1) 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年亀岡市条例第27号。以下「勤務時間条例」という。）又は亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年亀岡市規則第44号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）に規定する週休日の振替等、時間外勤務の命令、休日勤務の命令、休日の代休日の指定及び時間外勤務代休時間の指定
  - (2) 亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年亀岡市条例第33号）に規定する特殊勤務手当の支給対象となる事務等への従事の命令
- (電子申請の範囲及び手続の特例)

第6条 次に掲げる手続は、関係条例等及び関係規則等の規定にかかわらず、電子申請により行うことができる。

- (1) 勤務時間条例又は会計年度任用職員勤務時間規則に規定する育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求並びに年次有給休暇、療養休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の請求
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に規定する育

児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認の請求

- (3) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年亀岡市条例第10号）に規定する職務に専念する義務の免除の申請
- (4) 亀岡市職員服務規則（昭和30年亀岡市規則第5号）に規定する欠勤の届出（代理申請）

第7条 職員が前条に掲げる電子申請の手続を自ら行うことができないときは、当該職員の依頼に基づき、係長その他当該職員を管理監督する職にある者が当該職員に代わって行うことができる。

（所属長の責務）

第8条 所属長は、所属職員の週休日及び勤務時間の割振りその他の勤務情報をシステムに登録するとともに、登録した情報を適切に管理しなければならない。

2 所属長は、勤怠管理システムに登録された情報及び勤怠管理システムの有する機能を用い、所属職員の心身の健康の確保及び仕事と生活の両立が図れるよう、当該職員の勤務等を適切に管理しなければならない。

（システム業務管理者）

第9条 システム上の電磁的記録を厳正に管理するため、システム業務管理者を置き、人事課長をもって充てる。

2 システム業務管理者は、システム上の電磁的記録を適切に保存し、管理しなければならない。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第3号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の3中「とし、1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数」を削る。

第17条の4第3項第3号、第18条第4項及び第19条第7項中「（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）」を削る。

第24条第1項中「次の各号に掲げる手続により、」を削り、同項各号を削り、同条第2項中「、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由」を「又は特別休暇の事由」に改め、同条第3項中「職員が服喪休暇」を「職員は、別表第2中16の項の特別休暇の承認」に改める。

第25条第1項中「介護休暇申請書又は介護時間申請書により」を削り、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、介護休暇又は介護時間の事由を確認する必要があると認めるときは、医師の診断書その他の証明書類の提出又

は提示を求めることができる。

別表第2の7の項中「出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間」の次に「(産後6週間を経過した職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)」を加える。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

(亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年亀岡市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「必要がある日に」の次に「割り振り、又は勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて当該一部の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に」を加え、同条第2項中「割り振り」を「割振り」に改め、「週休日に」の次に「変更し、又は一部勤務時間の割振りを」を加える。

第8条中「正規の勤務時間」を「第3条から第6条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第8条の2 任命権者は、会計年度任用職員に時間外勤務(前条の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)を命ずる場合には、会計年度任用職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、パートタイム会計年度任用職員に時間外勤務を命ずる場合には、パートタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)  
第8条の3 会計年度任用職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限については、常勤職員の例による。

(時間外勤務代休時間の指定)

第8条の4 会計年度任用職員の時間外勤務代休時間の指定については、常勤職員の例による。

第13条第4項中「与えた」を「使用した」に、「場合は」を「場合には」に改め、「(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間)」を削り、「その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間」を「その時間に15分未満の端数を生じたときは、これを15分に切り上げた時間」に改める。

第17条中「の承認及び」を「、介護休暇及び介護時間の承認並びに」に改める。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

(亀岡市職員服務規則の一部改正)

第3条 亀岡市職員服務規則(昭和30年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条を次のように改める。

(出勤及び退勤)

第7条 職員は、始業の時刻と同時に執務を開始できるように出勤しなければならない。

2 職員は、終業の時刻後は、特に勤務することを命ぜられた場合を除き、速やかに退勤しなければならない。

(出勤及び退勤時刻の記録)

第8条 職員は、出勤したとき又は退勤するときは、自ら出勤簿(別記第2号様式)に出勤時刻又は退勤時刻を記録しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、勤怠管理システム(亀岡市勤怠管理システム運用規則

(令和5年亀岡市規則第2号)第2条第1号に規定する勤怠管理システムをいう。以下同じ。)の対象職員は、勤怠管理システム又は勤怠管理システムと連携するタイムレコーダーにより出勤時刻及び退勤時刻を記録するものとする。

第9条第1項を次のように改める。

第9条 職員は、勤務時間に勤務しないときは、休日、休暇、休業その他法令又は条例の規定により勤務することを要しないとされた場合を除き、あらかじめ欠勤届(別記第3号様式)によりその旨を市長に届け出なければならない。

第9条第2項を削り、同条第3項中「手続き」を「手続」に改め、同項を第2項とする。

第11条の見出し及び同条第1項を次のように改める。

(勤務命令簿)

第11条 所属長は、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年亀岡市条例第27号)、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成21年亀岡市規則第7号)及び亀岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年亀岡市規則第44号)(以下「勤務時間条例等」と総称する。)の規定により時間外若しくは休日勤務を命じ、週休日を振り替え、又は休日の代休日若しくは時間外勤務代休時間を指定しようとする場合は、勤務命令簿(別記第6号様式)により行うものとする。

第11条第2項中「これ」を「時間外勤務又は休日勤務」に、「手続き」を「手続」に改める。

第12条を次のように改める。

(年次休暇表)

第12条 職員は、勤務時間条例等の規定により年次有給休暇を取得しようとするとき

は、年次休暇表(別記第7号様式)により市長に請求しなければならない。

第13条を次のように改める。

(休暇願)

第13条 職員は、勤務時間条例等の規定により療養休暇若しくは特別休暇の承認を受け、又は取得しようとするときは、休暇願(別記第7号様式の2)により市長に請求しなければならない。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第8条関係）

出勤簿（ 年 月）

所属		職		氏名		勤務区分	月額時間	職員番号						
日	曜日	勤務予定		出退勤時刻		振替休 又は代休	休暇等			欠勤	振替 代休 勤務	時間外 勤務	実勤務 時間数	特記事項
		始業時刻	終業時刻	休憩時間	勤務時間数		出勤	退勤	種別					
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
計														

勤務予定日数 日 実勤務日数 日

確認日	課長	副課長	係長	本人	摘要
年 月 日					

- 備考 1 前月末までに勤務予定を記入し、本人に交付すること。  
 2 時刻は、24時間表記で記入すること。  
 3 時間数は、10進数で表示するものとし、小数点以下2位まで記入すること。（例えば1時間45分であれば、1.75）  
 4 週休日の振替勤務又は休日による勤務を命ぜられたときは、勤務予定欄は空欄のままとし、出退勤時刻及び特記事項欄に「振替勤務」か「代休勤務」かの別を記入すること。  
 5 振替休又は代休を取得したときは、特記事項欄に「○/○の振替」、「○/○の代休」、「○月分の時間外勤務代休」等と記入すること。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第11条関係）

勤務命令簿（ 年 月）

職員番号

所属 職 氏名

所属長	勤務命令				時間外							休日 135	振替 のみ	代休		振替・代休の指定					
	日	曜日	時間 (休憩)	事務内容	区分	100	125	135	150	160	175			振替 +25	振替 +50	累計	時間外 代休	休日 代休	月日	曜日	時間
			：～： (分)	突外 般																	
			：～： (分)	突外 般																	
			：～： (分)	突外 般																	
			：～： (分)	突外 般																	
			：～： (分)	突外 般																	
			：～： (分)	突外 般																	
			：～： (分)	突外 般																	
			：～： (分)	突外 般																	
			：～： (分)	突外 般																	
			：～： (分)	突外 般																	

- 備考 1 勤務命令の時間数は、15分単位とすること。  
 2 時刻は、24時間表記で記入すること。  
 3 時間数は、10進数で表示するものとし、小数点以下2位まで記入すること。（例えば1時間45分であれば、1.75）  
 4 勤務命令の区分欄は、該当する区分（突外勤務、外対外事務、般一般事務）に○を付すること。  
 5 時間外勤務の累計が60時間を超える場合には、超えるまでの勤務と超えた後の勤務とは、行を分けて記載すること。  
 6 週休日の振替等、時間外代休時間の指定又は代休による休日勤務を命ずる場合は、振替・代休の指定欄の上段に振替休又は代休の日時を記入し、振替休等の日時の変更を命ずる場合は、当初の日時を取消し線で抹消し、下段に変更後の日時を記入すること。  
 7 振替休又は代休の取得を確認したときは、所属長が確認欄に押印（振替等の指定日が翌月以降である場合は、この命令簿のコピーに押印）すること。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第12条関係）

本年度の付与日数	日
前年度の繰越日数	日
合計日数	日
取得時間を日に換算する場合の時間数	時間 分

年度  
年次休暇表

所属	
職	
氏名	

休暇の期間	日			残日数			確認印	
	日	時間	分	日	時間	分		所属長
月 日( ) : から								
月 日( ) : まで								
月 日( ) : から								
月 日( ) : まで								
月 日( ) : から								
月 日( ) : まで								
月 日( ) : から								
月 日( ) : まで								
月 日( ) : から								
月 日( ) : まで								
月 日( ) : から								
月 日( ) : まで								
月 日( ) : から								
月 日( ) : まで								

別記第7号様式の次に次の1様式を加える。

第7号様式の2（第13条関係）

休 暇 願

休暇の期間	年 月 日( ) 時 分から	日 時間 分
	年 月 日( ) 時 分まで	
休暇の種類		
備 考		

年 月 日

所属

職

氏名

様

承認 (確認) する			部長	課長	副課長	
			人事担当部長	人事課長		

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の亀岡市職員サービス規則（以下「改正後のサービス規則」という。）第11条の規定は、令和5年6月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 改正前の亀岡市職員サービス規則第11条及び第12条の規定は、附則第1条の規定による改正後のサービス規則第11条の規定の適用の日までの間なおその効力を有する。

「揭示済」

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第4号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中「環境クリーン推進課」を「資源循環推進課」に改める。

別表中43の項を46の項とし、40の項から42の項までを3項ずつ繰り下げ、同表39の項中「放課後児童会」を「かめおか児童クラブ」に、「児童会」を「児童クラブ」に改め、同項を42の項とし、同項の前に次の1項を加える。

41 旧学校施設維持費の収納	教育総務課長	教育総務課担当職員	
----------------	--------	-----------	--

別表中38の項を40の項とし、28の項から37の項までを2項ずつ繰り下げ、30の項の前に次の1項を加える。

29 かめまるランド使用料の収納	子育て支援課長	子育て支援課担当職員	
------------------	---------	------------	--

別表中27の項を28の項とし、10の項から26の項までを1項ずつ繰り下げ、9の項の次に次の1項を加える。

10 改葬許可申請手数料の収納	火葬場整備推進課長	火葬場整備推進課担当職員	
-----------------	-----------	--------------	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第5号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 環境先進都市推進部の部資源循環推進課の項中「計画係」を「資源循環推進係」に改め、同表健康福祉部の部障がい福祉課の項を次のように改める。

障がい福祉課	障がい者福祉係 障がい者支援係
--------	-----------------

別表第1 こども未来部の部子育て支援課の項中「こども政策係」を「子どもファースト推進係」に改め、同表産業観光部の部農林振興課の項中「食農ブランド係」を「有機・食農推進係」に、「林務・鳥獣対策係」を「森林・鳥獣対策係」に改める。

別表第3 生涯学習部の部生涯スポーツ課の項中「オリンピック及びパラリンピックに関すること。」を削り、同表健康福祉部の部地域福祉課の項中「民生委員・児童委員及び主任児童委員に関すること。」を「民生委員・児童委員及び主任児童委員に関すること。重層的支援体制整備事業に関すること。」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第6号

亀岡市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市総合福祉センター条例施行規則（平成18年亀岡市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第11条中「コミュニティセンター」を「1階コミュニティホール」に、「障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家及び勤労青少年ホーム」を「その他」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第7号

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市子ども医療費助成条例施行規則（平成5年亀岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次のとおり」を「零」に改め、同条各号を削る。

第4条第1項中「次条において」を「以下」に改め、同条第2項中「保護者及び受給者が加入又は被扶養者になっている医療保険各法による被保険者証、共済組合員証又は加入者証」を「医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又はこれらの被扶養者であることを証する被保険者証、組合員証、加入者証等」に改める。

別記第1号様式中

「

性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日

」

を

「

生年月日	年 月 日
------	-------

」

に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

（表）

(こ)		こども医療費受給者証						
亀岡市独自制度								
入院・入院外							年	月末まで有効
負担者番号								
公費負担医療の受給者番号								
受給者	京都府亀岡市							
居住地	京都府亀岡市							
氏名								
生年月日				年	月	日		
有効期間				年	月	日から	年 月 日まで	
一部負担金	0円							
発行機関名及び印	京都府 亀岡市長					亀岡市長之印		
交付年月日				年	月	日		

この証は、京都府以外では使用できません。

（裏）

注 意 事 項	
<p>1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担分を支払わないで受診することができる証です。大切に保持してください。</p> <p>2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証（電子資格確認による場合には、個人番号カード）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。</p> <p>3 氏名又は居住地に変更があったときは、14日以内にこの証を添えて市長にその旨を届け出てください。</p> <p>4 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市長にその旨を届け出てください。</p> <p>5 この証を紛失又は毀損したときは、再交付を受けてください。</p> <p>6 有効期間を経過したとき又は資格がなくなったときは、この証を使用することはできませんから、速やかに市長に返還してください。</p> <p>7 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。</p> <p>8 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料その他の保険の給付外であるものは、こども医療の支給対象とはならないのでご承知ください。</p>	

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。ただし、別記第1号様式の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第8号

亀岡市循環型社会推進条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市循環型社会推進条例施行規則（平成13年亀岡市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

（粗大ごみの品目）

第7条の2 条例第15条の2第1項に規定する粗大ごみ（市が収集、運搬、処理及び処分するものであり、かつ、規則で定めるものに限る。）（以下「粗大ごみ」という。）は、別表に掲げるものとする。

第8条第3号中「市が行う粗大ごみ」を「粗大ごみ」に改める。

第9条第1項第3号中「品目及び手数料」を「手数料」に改める。

別表中「（第9条関係）」を「（第7条の2及び第9条関係）」に改める。

別記第1号様式中「燃やすごみ袋」を「燃やすしかないごみ袋」に改める。

別記第2号様式中「埋立てごみ袋」を「埋立てるしかないごみ袋」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行す

る。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている指定ごみ袋については、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

「揭示済」

亀岡市個人情報保護法施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第9号

亀岡市個人情報保護法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（費用負担の額）

第2条 条例第6条第2項に規定する写しの交付及び送付に要する費用は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 市庁舎内に設置してある電子複写機による写しの作成に要する費用

白黒 1枚当たり10円

カラー 1枚当たり50円

(2) その他の方法による写しの作成費用 当該写しの作成に要する費用

(3) 送付に要する費用 当該送付に要する費用

2 前項に規定する費用は、前納とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第3条 令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便切手又は市長が定めるこれに類する証票で納付する方法

(2) 現金により納付する方法  
(運用状況の公表)

第4条 条例第8条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる事項を市の広報紙に掲載することにより行うものとする。

(1) 開示、訂正、削除、利用停止及び是正の請求申出件数並びに処理状況

(2) 不服申立ての件数及び処理状況

(3) その他必要な事項  
(文書の様式)

第5条 法、令及び条例の施行のために必要な文書の様式は、別表に掲げるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(亀岡市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 亀岡市個人情報保護条例施行規則（平成12年亀岡市規則第55号）は、廃止する。

(亀岡市文書取扱規則の一部改正)

3 亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第70条第3項中「亀岡市個人情報保護条

例（平成12年亀岡市条例第37号）第21条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項」に改める。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現にある第2項の規定による廃止前の亀岡市個人情報保護条例施行規則に規定する様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則の相当規定による様式によるものとみなす。

5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

【別表、別記様式 省略】

「揭示済」

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第10号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和35年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（職務の級の基準となる職務）

第3条 給与条例別表第2職務の級別基準表に規定する規則で定める職務は、次のとおりとする。

職務の級	基準となる職務
4級	1 主幹の職務 2 副所長の職務 3 副園長の職務 4 主幹教諭の職務 5 事務局次長の職務（議会事務局次長の職務を除く。）
5級	1 所長の職務 2 園長の職務 3 館長の職務
6級	1 教育次長の職務 2 学校給食センター所長の職務 3 図書館長の職務 4 みらい教育リサーチセンター所長の職務 5 議会事務局次長の職務 6 監査委員事務局長の職務 7 農業委員会事務局長の職務
7級	1 室長の職務 2 議会事務局長の職務

別表第2中

「

4以上	3	2	1	0
-----	---	---	---	---

」

を

「

2以上	1	0	0	0
-----	---	---	---	---

」

に改める。

別表第5中

26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
35
36

を

25
26
26
26
27
27
27
28
28
28
29
29
30
30
31
31
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
35

に改める。

別表第6中

58
60
62
64
66
68
70
72
75
78
81

を

59
62
65
68
70
72
74
76
78
80
82

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第11号

職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則

(亀岡市職員の退職管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 亀岡市職員の退職管理に関する条例施行規則(平成28年亀岡市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第13条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(亀岡市職員の再任用に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市職員の再任用に関する規則(平成14年亀岡市規則第24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市職員の定年前再任用に関する規則

第1条中「亀岡市職員の再任用に関する条例(平成13年亀岡市条例第36号)」を

「職員の定年等に関する条例(昭和59年亀岡市条例第31号)第10条の規定」に、「職員の再任用」を「職員の定年前再任用」に改める。

第2条中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第3条を次のように改める。

(定年前再任用の方法)

第3条 職員の定年等に関する条例第10条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要な事項

第4条各号列記以外の部分中「再任用」を「定年前再任用」に、「第4号」を「第2号」に改め、同条第1号中「再任用」を「定年前再任用」に改め、同条第2号及び同条第3号を削り、同条第4号中「再任用の任期の満了により」を「定年前再任用」に改め、同号を同条第2号とする。

第5条中「再任用及び再任用の任期の更新」を「定年前再任用」に改める。

第6条中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成21年亀岡市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第17条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に

改め、同条第2項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第7項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第18条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第2項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

第4条 職員の育児休業等に関する規則（平成4年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の2（見出しを含む。）中「条例第2条第3号ア（イ）」を「条例第2条第4号ア（イ）」に改める。

（管理職手当支給規則の一部改正）

第5条 管理職手当支給規則（昭和34年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若

しくは第2項」を「第22条の4第1項本文」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（通勤手当支給規則の一部改正）

第6条 通勤手当支給規則（昭和33年亀岡市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第2項第1号中「法第28条の2第1項」を「法第28条の6第1項」に改める。

（期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第7条 期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和52年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「再任用職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第8条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（亀岡市職員の退職管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の亀岡市職員の退職管理に関する条例施行規則の規定を適用する。

(亀岡市職員の再任用に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この規則による改正後の亀岡市職員の定年前再任用に関する規則の規定にかかわらず、暫定再任用職員（定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年亀岡市条例第25号）附則第10項及び第15項の規定により採用される職員）については、なお従前の例による。

(亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（以下「新勤務時間等規則」という。）の規定を適用する。

- 5 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間等規則第17条第2項第3号、第4項及び第6項、第18条第5項並びに第19条第3項の規定を適用する。

(通勤手当支給規則の一部改正に伴う経過措置)

- 6 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年亀岡市条例第25号）附則第21項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（同条例附則第19項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）とみなして、第6条の規定による改正後の通勤手当に関する規則の規定を適用する。

(期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正に伴う経過措置)

- 7 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当支給規

則（以下「新期末手当規則」という。）の規定を適用する。

- 8 暫定再任用職員（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例附則第20項に規定する暫定再任用職員をいう。）のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新期末手当規則第8条の2の規定を適用する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第20号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和4年度  
後期高齢者医療保険料督促状7期分
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第21号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表保育環境改善等事業の項基準額の欄中「(1)及び(2)」を「(1)のア及びイ並びに(2)」に、「令和3年度（補正予算分）京都府新型コロナウイルス感染症対策事業費（保育所等及び放課後児童健全育成事業分）補助金交付要領（「令和3年度（補正予算分）京都府新型コロナウイルス感染症対策支援事業費（保育所等及び放課後児童健全育成事業分）補助金交付要領」の制定について（令和3年12月15日付け3こ第1010号京都府健康福祉部長通知）に定める令和3年度（補正予算分）京都府新型コロナウイルス感染症対策事業費（保育所等及び放課後児童健全育成事業分）補助金交付要領をいう。）別表1」を「令和4年度（令和3年度からの繰越分）京都府新型コロナウイルス感染症対策事業費（保育所等及び放課後児童健全育成事業分）補助金交付要領（「令和4年度（令和3年度からの繰越分）京都府新型コロナウイルス感染症対策支援事業費（保育所等及び放課後児童健全育成事業分）補助金交付要領」の制定について（令和4年4月27日付け4こ第419号京都府健康福祉部長通知）に定める令和4年度（令和3年度からの繰越分）京都府新型コロナウイルス感染症対策事業費（保育所等及び放課後児童健全育成事業分）補助金交付要領をいう。）別表」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和4年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第22号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年3月9日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和4年度 国民健康保険料  
第8期

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略

16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、南丹都市計画下水道事業（亀岡市公共下水道）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和5年3月14日

亀岡市長 桂川孝裕

1 施行者の名称

亀岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

南丹都市計画下水道事業  
亀岡市公共下水道

3 事業施行期間

昭和49年12月24日から  
令和11年3月31日まで

- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

「揭示済」

亀岡市告示第24号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、令和5年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間 令和5年4月1日から  
令和5年5月31日まで  
(閉庁日を除く。)
- 2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市市民生活部税務課

「揭示済」

亀岡市告示第25号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年3月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
督促状 令和4年度 市府民税 第4期
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第26号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年3月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
相続による納税義務承継通知書

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第27号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

督促状 令和4年度 国民健康保険料 第9期

2 送達を受けるべき者

	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略

5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第28号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和5年3月31日から令和5年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

区域変更をする路線

路線番号	路線名	変更路線起終点	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
01139	西与力町線	亀岡市塩屋町83番地先	410.27	2.47	410.27	2.47
		亀岡市下矢田町若宮25番地の1先		～ 4.73		～ 4.73
01266	亀岡駅北線	亀岡市亀岡駅北1丁目6番地の10先	402.56	18.00	479.16	4.00
		亀岡市亀岡駅北1丁目8番地の2先		～ 120.95		～ 44.15
01319	スタジアム3号線	亀岡市亀岡駅北1丁目10番地の1先	183.50	6.00	182.20	6.00
		亀岡市亀岡駅北1丁目100番地の12先		～ 6.00		～ 6.00
01326	亀岡駅北6号線	亀岡市亀岡駅北2丁目8番地の20先	146.90	6.00	148.50	6.00
		亀岡市亀岡駅北2丁目9番地の7先		～ 6.00		～ 7.30
01327	亀岡駅北7号線	亀岡市亀岡駅北2丁目9番地の1先	24.40	6.00	23.70	6.00
		亀岡市亀岡駅北2丁目9番地の15先		～ 6.00		～ 6.00
01329	亀岡駅北9号線	亀岡市亀岡駅北2丁目1番地の5先	304.90	6.00	310.60	6.00
		亀岡市亀岡駅北2丁目9番地の6先		～ 6.00		～ 6.00
01337	亀岡駅西3号線	亀岡市亀岡駅北3丁目5番地の3先	145.50	6.00	152.20	6.00
		亀岡市亀岡駅北3丁目7番地の1先		～ 6.00		～ 6.00
03020	大野万願寺線	亀岡市西別院町万願寺河原4番地の3先	2,005.72	3.05	2,005.72	3.05
		亀岡市東別院町大野西条1番地先		～ 8.90		～ 8.90
04042	春日部南条線	亀岡市曾我部町寺万多羅28番地の2先	1,601.95	2.88	1,601.95	2.88
		亀岡市曾我部町寺蛇谷5番地の6先		～ 8.19		～ 8.19
11049	鍛冶屋川2号線	亀岡市大井町並河1丁目222番地先	135.09	1.40	135.09	1.40
		亀岡市大井町並河1丁目317番地先		～ 3.11		～ 3.50
11051	前脇中条線	亀岡市大井町並河1丁目241番地先	453.54	2.50	453.54	2.50
		亀岡市大井町並河前脇65番地の4先		～ 6.25		～ 6.25
11066	前脇田中線	亀岡市大井町並河2丁目707番地先	210.00	2.20	212.10	4.05
		亀岡市大井町並河前脇62番地の3先		～ 6.88		～ 8.25
11191	西台田中線	亀岡市大井町並河2丁目23番の9先	105.50	2.28	106.15	2.28
		亀岡市大井町並河2丁目23番の7先		～ 4.13		～ 4.13
11198	並河2丁目1号線	亀岡市大井町並河2丁目15番の3先	67.40	6.00	69.00	6.00
		亀岡市大井町並河2丁目15番の16先		～ 6.00		～ 6.00

路線番号	路線名	変更路線起終点	変更前		変更後	
			延長(m)	幅員(m)	延長(m)	幅員(m)
11201	大井南部4号線	亀岡市大井町並河6丁目58番地先	460.00	13.00	447.00	13.00
		亀岡市大井町並河5丁目143番地先		~ 13.00		~ 13.03
11222	大井南部25号線	亀岡市大井町並河2丁目713番地先	222.00	10.50	223.00	10.50
		亀岡市大井町並河2丁目754番地先		~ 10.50		~ 10.51
11224	大井南部27号線	亀岡市大井町並河2丁目733番地先	68.00	6.00	66.00	6.00
		亀岡市大井町並河2丁目736番地先		~ 6.00		~ 6.00
11226	大井南部29号線	亀岡市大井町並河2丁目42番地の1先	55.00	6.00	107.70	3.84
		亀岡市大井町並河2丁目702番地先		~ 6.00		~ 6.00
11228	大井南部31号線	亀岡市大井町並河2丁目717番地先	62.00	6.00	59.00	6.00
		亀岡市大井町並河2丁目720番地先		~ 6.00		~ 6.00
11229	大井南部32号線	亀岡市大井町並河2丁目711番地先	438.00	16.00	426.40	16.00
		亀岡市大井町並河2丁目879番地先		~ 16.00		~ 24.41
11230	大井南部33号線	亀岡市大井町並河2丁目710番地先	23.00	6.00	21.50	6.00
		亀岡市大井町並河2丁目710番地先		~ 6.00		~ 6.00
12050	小林線	亀岡市千代川町小林植田24番地の1先	516.12	1.92	516.12	1.92
		亀岡市千代川町小林前田48番地先		~ 6.51		~ 6.51
12135	高野林8号線	亀岡市千代川町高野林西田25番地の25先	102.22	6.00	102.22	6.00
		亀岡市千代川町高野林西田25番地の14先		~ 6.37		~ 6.37
12136	高野林14号線	亀岡市千代川町高野林北ン田1番地の25先	228.80	6.00	364.90	5.38
		亀岡市千代川町高野林西田12番地の24先		~ 6.00		~ 7.07
15029	江島里2号線	亀岡市千歳町千歳北山125番地の3先	155.62	2.21	161.80	2.21
		亀岡市千歳町千歳横井100番地の2先		~ 3.80		~ 5.90
15068	大辻1号線	亀岡市千歳町千歳大辻101番地先	89.76	6.00	85.70	6.00
		亀岡市千歳町千歳大辻104番地先		~ 6.00		~ 6.00
16003	河原尻千才線	亀岡市千歳町国分山伏1番地の3先	1,473.15	4.00	1,473.15	4.02
		亀岡市河原林町河原尻中垣内47番地先		~ 14.73		~ 14.73
18133	下垣内線	亀岡市篠町森下垣内77番地先	255.59	1.98	255.59	1.98
		亀岡市篠町森下垣内12番地の1先		~ 6.51		~ 6.51

「揭示済」

亀岡市告示第29号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和5年3月31日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和5年3月31日から令和5年4月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

## 供用開始をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長(m)	最小幅員(m)
		終 点		最大幅員(m)
01139	西与力町線	亀岡市塩屋町83番地先	410.27	2.47
		亀岡市下矢田町若宮25番地の1先		4.73
01266	亀岡駅北線	亀岡市亀岡駅北1丁目6番地の10先	479.16	4.00
		亀岡市亀岡駅北1丁目8番地の2先		44.15
01319	スタジアム3号線	亀岡市亀岡駅北1丁目10番地の1先	182.20	6.00
		亀岡市亀岡駅北1丁目100番地の12先		6.00
01326	亀岡駅北6号線	亀岡市亀岡駅北2丁目8番地の20先	148.50	6.00
		亀岡市亀岡駅北2丁目9番地の7先		7.30
01327	亀岡駅北7号線	亀岡市亀岡駅北2丁目9番地の1先	23.70	6.00
		亀岡市亀岡駅北2丁目9番地の15先		6.00
01329	亀岡駅北9号線	亀岡市亀岡駅北2丁目1番地の5先	310.60	6.00
		亀岡市亀岡駅北2丁目9番地の6先		6.00
01337	亀岡駅西3号線	亀岡市亀岡駅北3丁目5番地の3先	152.20	6.00
		亀岡市亀岡駅北3丁目7番地の1先		6.00
03020	大野万願寺線	亀岡市西別院町万願寺河原4番地の3先	2,005.72	3.05
		亀岡市東別院町大野西条1番地先		8.90
04042	春日部南条線	亀岡市曾我部町寺万多羅28番地の2先	1,601.95	2.88
		亀岡市曾我部町寺蛇谷5番地の6先		8.19
11049	鍛冶屋川2号線	亀岡市大井町並河1丁目222番地先	135.09	1.40
		亀岡市大井町並河1丁目317番地先		3.50
11051	前脇中条線	亀岡市大井町並河1丁目241番地先	453.54	2.50
		亀岡市大井町並河前脇65番地の4先		6.25
11066	前脇田中線	亀岡市大井町並河2丁目707番地先	212.10	4.05
		亀岡市大井町並河前脇62番地の3先		8.25
11191	西台田中線	亀岡市大井町並河2丁目23番の9先	106.15	2.28
		亀岡市大井町並河2丁目23番の7先		4.13
11198	並河2丁目1号線	亀岡市大井町並河2丁目15番の3先	69.00	6.00
		亀岡市大井町並河2丁目15番の16先		6.00
11201	大井南部4号線	亀岡市大井町並河6丁目58番地先	447.00	13.00
		亀岡市大井町並河5丁目143番地先		13.03

路線番号	路線名	起 点	延長(m)	最小幅員(m)
		終 点		最大幅員(m)
11222	大井南部25号線	亀岡市大井町並河2丁目713番地先	223.00	10.50
		亀岡市大井町並河2丁目754番地先		10.51
11224	大井南部27号線	亀岡市大井町並河2丁目733番地先	66.00	6.00
		亀岡市大井町並河2丁目736番地先		6.00
11226	大井南部29号線	亀岡市大井町並河2丁目42番地の1先	107.70	3.84
		亀岡市大井町並河2丁目702番地先		6.00
11228	大井南部31号線	亀岡市大井町並河2丁目717番地先	59.00	6.00
		亀岡市大井町並河2丁目720番地先		6.00
11229	大井南部32号線	亀岡市大井町並河2丁目711番地先	426.40	16.00
		亀岡市大井町並河2丁目879番地先		24.41
11230	大井南部33号線	亀岡市大井町並河2丁目710番地先	21.50	6.00
		亀岡市大井町並河2丁目710番地先		6.00
12050	小 林 線	亀岡市千代川町小林植田24番地の1先	516.12	1.92
		亀岡市千代川町小林前田48番地先		6.51
12135	高野林8号線	亀岡市千代川町高野林西田25番地の25先	102.22	6.00
		亀岡市千代川町高野林西田25番地の14先		6.37
12136	高野林14号線	亀岡市千代川町高野林北ノ田1番地の25先	364.90	5.38
		亀岡市千代川町高野林西田12番地の24先		7.07
15029	江島里2号線	亀岡市千歳町千歳北山125番地の3先	161.80	2.21
		亀岡市千歳町千歳横井100番地の2先		5.90
15068	大 辻 1 号 線	亀岡市千歳町千歳大辻101番地先	85.70	6.00
		亀岡市千歳町千歳大辻104番地先		6.00
16003	河原尻千才線	亀岡市千歳町国分山伏1番地の3先	1,473.15	4.02
		亀岡市河原林町河原尻中垣内47番地先		14.73
18133	下 垣 内 線	亀岡市篠町森下垣内77番地先	255.59	1.98
		亀岡市篠町森下垣内12番地の1先		6.51

「揭示済」

亀岡市告示第30号

亀岡市における文化施設のあり方を考える懇話会設置要綱（令和3年亀岡市告示第59号）は、廃止する。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

「掲示済」

亀岡市告示第31号

亀岡市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱等の一部を改正する告示

（亀岡市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の一部改正）

第1条 亀岡市公用車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱（平成29年亀岡市告示第170号）の一部を次のように改正する。

第10条中「亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）及び亀岡市個人情報保護条例施行規則（平成12年亀岡市規則第55号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）及び亀岡市個人情報保護法施行細則（令和5年亀岡市規則第9号）」に改める。

（亀岡市防犯カメラ取扱要綱の一部改正）

第2条 亀岡市防犯カメラ取扱要綱（平成24年亀岡市告示第164号）の一部を次のように改正する。

第6条中「亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）」に改める。

第8条第1項中「亀岡市個人情報保護条例第10条第1項第2号及び第4号」を「法第69条第1項及び第2項第4号（第2項第4号に規定する本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに限り。）」に改める。

（亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の一部改正）

第3条 亀岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和3年亀岡市告示第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中「亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）」に改める。

（亀岡市成年後見制度利用促進事業実施要綱の一部改正）

第4条 亀岡市成年後見制度利用促進事業実施要綱（令和4年亀岡市告示第33号）の一部を次のように改正する。

第6条中「亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）」を「個人情報

の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）」に改める。

（亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部改正）

第5条 亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱（平成25年亀岡市告示第156号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「亀岡市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）」に改める。

（亀岡市移住支援金交付要綱の一部改正）

第6条 亀岡市移住支援金交付要綱（令和元年亀岡市告示第135号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日

」

を

「

フリガナ		生年月日
氏名		年 月 日

」

に、「京都府及び本市が定める個人情報保護条例等」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から実施する。

「揭示済」

# 訓 令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の人事に関する事項の表を次のように改める。

人事に関する事項

事項	市長	副市長	部長	課長	副課長
1 職員の年次有給休暇及び7日未満の期間（週休日又は休日を挟む場合はこれを含む。次の項において同じ。）の年次有給休暇以外の休暇（以下「特別休暇等」という。）並びに休業（部分休業及び短時間勤務を含む。以下同じ。）に関する事					
部長、担当部長		○			
次長、課長、担当課長			○		
副課長、担当副課長、係長、主幹				○	
その他の所属職員					○
2 職員の7日以上の特定期間の特別休暇等及び休業に関する事。（市長公室長又は人事課長合議）					
部長、担当部長	○				
次長、課長、担当課長		○			
副課長、担当副課長、係長、主幹			○		
その他の所属職員				○	
3 職員の即日出張に関する事。					
部長、担当部長		○			
次長、課長、担当課長			○		

	副課長、担当副課長、係長、主幹				○	
	その他の所属職員					○
4	職員の宿泊付き出張に関する事					
	部長、担当部長	○				
	次長、課長、担当課長		○			
	副課長、担当副課長、係長、主幹			○		
	その他の所属職員				○	
5	職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに時間外勤務及び休日勤務等に関する事					
	部長、担当部長		○			
	次長、課長、担当課長			○		
	副課長、担当副課長、係長、主幹				○	
	その他の所属職員					○
6	所属職員（上司が特に命じた者を除く。）の事務分担に関する事				○	
7	職員の服務に係る諸届等に関する事。 （次の項に該当するものを除く。）（市長公室長又は人事課長合議）					
	部長、担当部長	○				
	次長、課長、担当課長		○			
	副課長、担当副課長、係長、主幹			○		
	その他の所属職員				○	
8	職員の職務に専念する義務の免除のうち軽易なもの					
	部長、担当部長		○			
	次長、課長、担当課長			○		
	副課長、担当副課長、係長、主幹				○	
	その他の所属職員					○

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市職員の勤務時間等の特例等に関する規程を次のように定める。

令和5年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市職員の勤務時間等の特例等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和30年亀岡市条例第9号。以下「条例」という。)及び亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成21年亀岡市規則第7号。以下「規則」という。)の規定に基づき、市長の事務部局に属する職員の勤務時間等の特例について定めるものとする。

(勤務時間等の特例)

第2条 条例第4条第1項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員(以下「特別形態勤務職員」という。)の週休日及び勤務時間の割振り並びに規則第5条第3項に規定する勤務条件の特殊性その他の事由により同条第1項又は第2項の規定により難い職員の休憩時間は、別表のとおりとする。

(週休日の調整)

第3条 市長は、条例第3条ただし書又は前条の規定により週休日を設ける場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、条例第3条ただし書又は前条の規定にかかわらず、条例第3条ただし書又は前条の規

定による週休日に代えて当該週休日以外の日を週休日とすることができる。

(特別形態勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第4条 所属長(職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める権限を有する者をいう。)は、特別形態勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、割振り単位期間(条例第4条第2項本文に規定する4週間ごとの期間又は同項ただし書に規定する4週間を超えない期間をいう。)の開始日の前日までに、割振り単位期間ができる限り多く連続するように一括して行うものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

【別表 省略】

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市情報セキュリティ対策基準規程及び亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市情報セキュリティ対策基準  
規程及び亀岡市住民基本台帳ネッ  
トワークシステム運用管理規程の  
一部を改正する訓令

(亀岡市情報セキュリティ対策基準規程の一  
部改正)

第1条 亀岡市情報セキュリティ対策基準規程  
(平成27年亀岡市訓令第5号)の一部を次  
のように改正する。

第79条第7号を次のように改める。

(7) 亀岡市個人情報保護法施行条例(令和  
4年亀岡市条例第26号)

第79条に次の1号を加える。

(8) 亀岡市議会個人情報保護条例(令和4  
年亀岡市条例第32号)

(亀岡市住民基本台帳ネットワークシステム  
運用管理規程の一部改正)

第2条 亀岡市住民基本台帳ネットワークシ  
ステム運用管理規程(平成26年亀岡市訓令第  
1号)の一部を次のように改正する。

第14条中「亀岡市個人情報保護条例(平  
成12年亀岡市条例第37号)、亀岡市個人  
情報保護条例施行規則(平成12年亀岡市規  
則第55号)」を「個人情報の保護に関する  
法律(平成15年法律第57号)、亀岡市個人  
情報保護法施行条例(令和4年亀岡市条例  
第26号)、亀岡市議会個人情報保護条例  
(令和4年亀岡市条例第32号)、亀岡市個人  
情報保護法施行細則(令和5年亀岡市規則  
第9号)」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第4号

庁中一般

職員の定年の引上げ等に伴う関係訓令の整備  
に関する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

職員の定年の引上げ等に伴う関係  
訓令の整備に関する訓令

(人事例文の一部改正)

第1条 人事例文(昭和36年亀岡市訓令第3  
号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第23号 再任用等に関する通知」を

「第23号 定年前再任用等に関する通知

第23号の2 暫定再任用等に関する通知」

に改める。

第21号中「第28条の2第1項」を「第  
28条の6第1項」に改め、第23号中「再  
任用等に関する通知」を「定年前再任用等  
に関する通知」に、「亀岡市職員の再任用に  
関する条例第1条の規定による再任用職員」を  
「職員の定年等に関する条例第10条の規定  
による定年前再任用短時間勤務職員」に、  
「(週何時間の短時間勤務とする)」を「週  
何時間の短時間勤務とする」に改め、「再任  
用の任期を更新し何年何月何日までとする」  
を削り、同号の次に次の1号を加える。

第23号の2 暫定再任用等に関する通知  
人事異動通知書

(氏名)	(現職名)
(異動内容)	
定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例附則第10項(第15項)の規定による暫定再任用職員に採用する 何々を命ずる (週何時間の短時間勤務とする) 行政職給料表何級を給する (行政職給料表何級を適用し月額何円を給する) 任期は何年何月何日までとする 暫定再任用の任期は更新し何年何月何日までとする	

(特別退職等措置要綱の廃止)

第2条 特別退職等措置要綱(昭和59年亀岡市訓令第3号)は、廃止する。

(亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱の一部改正)

第3条 亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱(平成30年亀岡市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「再任用職員」を「定年前再任用職員」に改める。

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する亀岡市職員対応要領の一部改正)

第4条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する亀岡市職員対応要領(令和2年亀岡市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「再任用職員」を「定年前再任用職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。  
(亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱の一部改正に伴う経過措置)
- 2 暫定再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は、定年前再任用職員とみなして、この訓令による改正後の亀岡市職員の旧姓使用に関する要綱の規定を適用する。  
(障害を理由とする差別の解消の推進に関する亀岡市職員対応要領の一部改正に伴う経過措置)
- 3 暫定再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員は、定年前再任用職員とみなして、この訓令による改正後の障害を理由とする差別の解消の推進に関する亀岡市職員対応要領の規定を適用する。

# 公 告

## 亀岡市公告第17号

亀岡市立育親学園義務教育学校校舎新築等設計業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年3月6日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 業務内容

#### (1) 業務名

亀岡市立育親学園義務教育学校校舎新築等設計業務委託

#### (2) 業務内容

亀岡市立育親学園の校舎整備に伴う基本構想・基本計画・基本設計及び実施設計などの業務

#### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月25日まで

#### (4) 見積限度額

140,000,000円

(消費税及び地方消費税を含む。)

### 2 その他

詳細は、亀岡市立育親学園義務教育学校校舎新築等設計業務委託に係る公募型プロポーザル業務説明書兼実施要領による。

「揭示済」

## 亀岡市公告第18号

令和4年亀岡市公告第140号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者及び補欠合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登載したので公告する。ただし、有効期限については、令和6年4月1日までとする。

令和5年3月7日

亀岡市長 桂川孝裕

### 1 合格者受験番号

#### 事務(上級)

1003 1007 1011

1013 1019 1021

1024 1036 1037

1040 1043 1049

1057

### 2 補欠合格者受験番号

#### 事務(上級)

1005 1018

「揭示済」

## 亀岡市公告第19号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和5年3月7日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 亀岡市三宅町2丁目19、22の3、  
 22の19

(関連区域)

亀岡市三宅町2丁目14の一部、15の  
15の一部、16の59の一部、20の1  
の一部、22の2の一部、市有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
 大阪市北区大淀中1丁目1の88  
 積水ハウス株式会社

「揭示済」

亀岡市公告第20号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）  
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ  
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ  
り公告する。

令和5年3月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 捕獲日時 令和5年3月14日  
 午前7時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市篠町王子田ノ尻
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 大
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 マイクロチップなし

(注意) 公告期間満了の日の翌日（令和5年3  
月16日）までに引取りのないときは処  
分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生課  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第21号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）  
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ  
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ  
り公告する。

令和5年3月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 捕獲日時 令和5年3月14日  
 午前7時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市篠町王子田ノ尻
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雌
- 6 体格 大
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 マイクロチップなし

(注意) 公告期間満了の日の翌日（令和5年3  
月16日）までに引取りのないときは処  
分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生課  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第22号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）  
第36条第3項の規定により、次のとおり民間  
事業者を選定したため、森林経営管理法施行規  
則（平成30年農林水産省令第78号）第33  
条第3項の規定により民間事業者の選定結果を  
公告する。

令和5年3月15日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 民間事業者の募集期間  
令和4年10月14日から  
令和5年1月13日まで
- 2 応募事業者数  
1者
- 3 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者  
の選定委員会開催日  
令和5年2月28日
- 4 経営管理実施権設定候補森林  
別紙のとおり
- 5 選定結果  
旭町三俣・桂谷地区について、次の事業者  
に決定する。

住 所 南丹市日吉町殿田尾崎8番地1  
名 称 日吉町森林組合  
代表者 代表理事組合長 湯浅 勲

【別紙 省略】

「揭示済」

亀岡市公告第23号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44  
年法律第58号）第13条第1項の規定に基づ  
き、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので  
同条第4項で準用する同法第12条の規定によ  
り公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

令和5年3月22日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間  
令和5年3月22日以後、常時備え置く  
こととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第24号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止の  
ための特別措置に関する法律（平成19年法律  
第134号）第4条第1項の規定により亀岡市  
鳥獣被害防止計画を策定する。

なお、策定した計画は、令和5年4月1日に  
効力を生じるものとし、亀岡市役所において縦  
覧に供する。

令和5年3月23日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

2 縦覧期間 令和5年3月23日から  
令和5年3月31日まで

「揭示済」

## 任免及び辞令

堀田 稔  
亀岡市自治委員に委嘱します

山田 智樹  
時田 和彦  
(各 通)

堀本 恒秀  
亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します  
任期は令和6年9月30日までとします

徳田 博行  
(各 通) 嶋田 由紀子

田中 浩和  
亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します  
任期は令和6年9月30日までとします  
令和5年3月1日

仲川 琢也  
亀岡市国民保護協議会委員の委嘱を解きます  
仲川 琢也  
亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます  
令和5年3月12日

普光江 邦  
亀岡市国民保護協議会委員に委嘱します  
任期は令和6年9月30日までとします

普光江 邦  
亀岡市防災会議委員に委嘱します

平岡 静哉  
亀岡市市医の委嘱を解きます

普光江 邦  
亀岡市交通安全対策会議委員に委嘱します

廣川 剛  
亀岡市交通安全対策会議幹事に委嘱します

仲川 琢也  
亀岡市交通安全対策会議委員の委嘱を解きます

明尾 晋平  
亀岡市交通安全対策会議幹事の委嘱を解きます

仲川琢也  
 亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます  
 令和5年3月13日

木下善一  
 亀岡市国民保護協議会幹事に委嘱します  
 任期は令和7年3月14日までとします  
 令和5年3月15日

(各通) 小川克己  
 菱田光紀  
 亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます

木村勲  
 法貴隆司  
 (各通) 林徹司  
 片山輝夫  
 齊藤一義

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します  
 任期は令和6年9月4日までとします  
 令和5年3月27日

廣瀬照雄  
 亀岡市民生委員推せん会委員の委嘱を解きます  
 西村満  
 亀岡市都市計画審議会委員の委嘱を解きます  
 西村満  
 亀岡市景観審議会委員の委嘱を解きます  
 令和5年3月31日

## 議会事務局欄

### 規則

亀岡市議会個人情報保護規則を廃止する規則  
 をここに公布する。

令和5年3月31日

亀岡市議会議長 菱田光紀

亀岡市議会規則第1号

亀岡市議会個人情報保護規則を廃  
 止する規則

亀岡市議会個人情報保護規則（平成12年亀  
 岡市議会規則第2号）は、廃止する。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

# 規程

亀岡市議会個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市議会議長 菱田光紀

## 亀岡市議会規程第1号

### 亀岡市議会個人情報保護条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亀岡市議会個人情報保護条例（令和4年亀岡市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

- ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線

状の模様

エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ 指紋又は掌紋

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号

(4) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号

(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号

(6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号

(10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号

(11) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法

律第152号)第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード

(13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号

(16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号

(17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

(1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成

16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを

除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態

- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項  
(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用い

られる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
- イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的

及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び

次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。  
（開示決定の通知）

第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する

日数及び送付に要する費用  
（開示決定通知書）

第12条 条例第24条第1項の書面は、開示決定通知書（別記第2号様式）とする。

2 条例第24条第2項の書面は、開示をしない旨の決定通知書（別記第3号様式）とする。  
（開示決定等期限延長通知書）

第13条 条例第25条第2項の書面は、開示決定等期限延長通知書（別記第4号様式）とする。  
（開示決定等期限特例延長通知書）

第14条 条例第26条第1項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書（別記第5号様式）とする。  
（第三者意見照会書等）

第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の書面は、第三者意見照会書（別記第7号様式）とする。

3 条例第27条第1項又は第2項の意見書は、第三者開示決定等意見書（別記第8号様式）とする。

4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当

するかの特及びその理由

7 条例第27条第3項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（別記第9号様式）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

(2) 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により

行わなければならない。

(1) 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

(2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

(3) 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

(4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

2 条例第24条第1項の規定による通知があつた場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

（訂正請求書）

第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、別記第10号様式によるものとする。

（訂正決定通知書等）

第19条 条例第34条第1項の書面は、訂正決定通知書（別記第11号様式）とする。

2 条例第34条第2項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書（別記第12号様式）とする。

（訂正決定等期限延長通知書）

第20条 条例第35条第2項の書面は、訂正決定等期限延長通知書（別記第13号様式）とする。

（訂正決定等期限特例延長通知書）

第21条 条例第36条第1項の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書（別記第14号様式）とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)  
 第22条 条例第37条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（別記第15号様式）とする。

(利用停止請求書)

第23条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、別記第16号様式によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第24条 条例第41条第1項の書面は、利用停止決定通知書（別記第17号様式）とする。  
 2 条例第41条第2項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書（別記第18号様式）とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第25条 条例第42条第2項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書（別記第19号様式）とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第26条 条例第43条第1項の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第20号様式）とする。

(諮問をした旨の通知書)

第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（別記第21号様式）により行うものとする。

(文書の様式)

第28条 条例の施行のために必要な文書の様式は、別表に掲げるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項

の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「亀岡市議会個人情報保護条例施行規程（令和5年亀岡市議会規程第1号）の施行後遅滞なく」とする。

【別紙、別記様式 省略】

「揭示済」

監査委員欄

規程

亀岡市監査委員個人情報保護規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市代表監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員規程第1号

亀岡市監査委員個人情報保護規程を廃止する規程

亀岡市監査委員個人情報保護規程（平成12年亀岡市監査委員規程第2号）は、廃止する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

公表

亀岡市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月28日

亀岡市監査委員 関本孝一  
亀岡市監査委員 小川克己

- 1 監査の種類  
令和4年度定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象  
監査対象課等に係る令和4年度の事務の執行、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
- 3 監査の着眼点  
市の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか
- 4 監査の主な実施内容  
監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への聴取を行った。
- 5 監査の実施場所及び日程
  - (1) 監査の実施場所  
監査委員室

(2) 監査日程

監査対象課等	監査期間	ヒアリング実施日
○市長公室 秘書課 広報プロモーション課 人事課 SDGs創生課 ○産業観光部 商工観光課 農林振興課 農地整備課 ○議会事務局 ○農業委員会事務局	令和4年 9月 9日から 令和4年11月 7日まで	令和4年10月 5日 令和4年10月 7日
○政策企画部 企画調整課 財政課 情報政策課 ○こども未来部 子育て支援課 保育課 ○会計管理室 財産管理課 会計課 ○上下水道部 総務・経営課 お客様サービス課 水道課 下水道課 ○市立病院	令和4年10月11日から 令和4年12月16日まで	令和4年11月11日 令和4年11月14日
○健康福祉部 地域福祉課 障がい福祉課 高齢福祉課 健康増進課	令和5年 1月12日から 令和5年 3月22日まで	令和5年 2月20日 令和5年 2月22日

6 監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 市長公室

次の各課に係る令和4年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 秘書課

特に指摘する事項はなかった。

イ 広報プロモーション課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 人事課

特に指摘する事項はなかった。

エ SDGs創生課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 産業観光部

次の各課に係る令和4年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 商工観光課

(ア) 市有地占用料の納入通知書において、納期限に誤りがあった。

亀岡市財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、末日が休日に当たるときは、その翌日としなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 川の駅・亀岡水辺公園の管理運営に関する業務について、指定管理者から仕様書に定める緊急時の連絡先が書面

で提出されていなかった。

緊急時の迅速な対応につなげるため、連絡先を書面で提出させ、管理体制を明確にされたい。

イ 農林振興課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 農地整備課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 議会事務局

令和4年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(4) 農業委員会事務局

令和4年7月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(5) 政策企画部

次の各課に係る令和4年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

ア 企画調整課

特に指摘する事項はなかった。

イ 財政課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 情報政策課

特に指摘する事項はなかった。

(6) こども未来部

次の各課に係る令和4年8月末現在における財務に関する事務の執行等について、抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 子育て支援課

児童扶養手当返還金及び児童手当返還金について、調定が行われていなかった。

地方自治法には、歳入を収入するとき  
は、これを調定し、納入義務者に対して  
納入の通知をしなければならないと定め  
られている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 保育課

市有地占用料の納入通知書において、  
納期限に誤りがあった。

亀岡市財務規則には、会計年度単位で  
定めた収入金の納期限は、その年度の4  
月末日とし、末日が休日に当たるときは、  
その翌日としなければならないと定めら  
れている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(7) 会計管理室

次の各課に係る令和4年8月末現在にお  
ける財務に関する事務の執行等について、  
抽出して監査を行った。

ア 財産管理課

特に指摘する事項はなかった。

イ 会計課

特に指摘する事項はなかった。

(8) 上下水道部

次の各課に係る令和4年8月末現在にお  
ける財務に関する事務の執行等について、  
抽出して監査を行った。

ア 総務・経営課、お客様サービス課、水  
道課（水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

イ 総務・経営課、お客様サービス課、下  
水道課（下水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

(9) 市立病院

令和4年8月末現在における財務に関す  
る事務の執行等について、抽出して監査を  
行った。

特に指摘する事項はなかった。

(10) 健康福祉部

次の各課に係る令和4年11月末現在に  
おける財務に関する事務の執行等について、  
抽出して監査を行った。

概ね適正に処理されていたが、一部に次  
のような事項が見受けられたので、適正な  
事務処理をされたい。

ア 地域福祉課

(ア) ふれあいプラザ使用料及び市有地占  
用料について、調定が行われていな  
かった。

地方自治法には、歳入を収入すると  
きは、これを調定し、納入義務者に対  
して納入の通知をしなければならない  
と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされ  
たい。

(イ) 社会福祉法人社会福祉協議会活動補  
助金（人件費補助）について、交付根  
拠としている規定では補助対象外とな  
る職員の人件費を含めて交付決定して  
いた。

速やかに規定を改正されたい。

(ウ) 住民税非課税世帯等に対する臨時特  
別給付金交付事業に係る事務補助業務  
について、委託先から仕様書に定める  
書類が一部提出されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

イ 障がい福祉課

特に指摘する事項はなかった。

ウ 高齢福祉課

特に指摘する事項はなかった。

エ 健康増進課

特に指摘する事項はなかった。

以上が令和4年度の財務に関する事務の執  
行等について監査した結果である。

なお、今回の監査で見受けられた次の点については、今後の事務処理において留意されたい。

収入金の納入義務者に対して納入を通知する際、調定伝票の未作成や納期限の誤り等基本的なミスが見受けられた。

補助金申請の審査や確定をする際に、調査・確認を形式的に行っているのではないかと考えられるものがあつた。また、公の施設の指定管理においては、協定書、仕様書に記載されている項目をしっかりと書面で残せていないものがあつた。

これらのことは、疑問を持たずに正しいものとして前例踏襲で事務を行っていることが原因と考えられる。

いま一度、財務に関する事務の基礎をおさえ直すとともに、ダブルチェック体制による調査・確認を行い、より適正に事務を執行されたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月28日

亀岡市監査委員 関本孝一  
 亀岡市監査委員 小川克己

第1 監査の概要

- 1 監査の種類  
 令和4年度財政援助団体等監査
- 2 監査の対象年度  
 令和3年度
- 3 監査の対象
  - (1) 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会及び公益財団法人亀岡市都市緑花協会の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について
  - (2) 健康福祉部地域福祉課及びまちづくり推進部都市整備課の財政的援助等に係る事務の執行について
- 4 監査の着眼点
  - (1) 財政援助団体  
 亀岡市が補助金等の財政的援助を行っている団体について、財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。
  - (2) 公の施設の指定管理者  
 亀岡市が公の施設の管理を行わせている団体について、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか。
- 5 監査の主な実施内容  
 令和3年度に亀岡市から監査対象団体へ交付された補助金等の中から抽出して監査を行った。  
 監査対象団体及び所管課から提出された資料及び提示のあつた出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の実施場所及び日程
  - (1) 監査の実施場所  
 監査委員室及び監査対象団体会議室等

(2) 監査日程

団体名	監査期間	ヒアリング実施日
公益財団法人亀岡市 都市緑花協会	令和4年12月14日から 令和5年3月24日まで	令和5年2月20日
社会福祉法人亀岡市 社会福祉協議会		令和5年2月22日

第2 監査の結果

1 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会の概要及び結果

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、亀岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- 共同募金事業への協力
- ボランティア活動の振興
- 老人居宅介護等事業の経営
- 老人デイサービス事業の経営
- 老人介護支援センターの経営
- 生活福祉資金貸付事業
- 福祉金庫資金貸付事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 障害福祉サービス事業の経営
- 移動支援事業の経営
- 福祉総合相談事業
- 地域子育て支援拠点事業の経営
- 子育て援助活動支援事業
- 児童の福祉の増進について相談に応じる
- 生活支援体制整備事業
- 介護予防支援事業
- ふれあいプラザ管理・経営事業
- 地域包括支援センターの経営

イ 組織（令和4年3月31日現在）

○役員	理事	11人
	（うち会長1人、副会長2人、常務理事0人）	
	監事	3人
	顧問	2人
	評議員	22人
○事務局	事務局長	1人
	課長（うち1人兼務）	4人
	係長（うち1人兼務）	3人
	センター長（うち1人兼務）	5人
	主任（うち1人看護師）	4人
	主任（市から派遣 保健師）	1人
	主事	12人
	嘱託職員	9人
	非常勤職員	31人
	臨時職員（うち3人看護師）	25人
○会員	正会員	13,382人
	賛助会員	51人
	施設会員	14団体
	その他	537人

(2) 補助金の概要

令和3年度に亀岡市から社会福祉協議会へ交付された補助金総額は42,100,000円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

（単位：円）

補助金名称	補助金額	補助内容
社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会活動補助金	42,000,000	社会福祉協議会の職員に係る人件費補助
災害ボランティアセンター事業補助金	100,000	災害ボランティアセンターの運営に要する経費に対する補助
計	42,100,000	

(3) 指定管理料の概要

令和3年度に亀岡市から社会福祉協議会へ支払われた、ふれあいプラザに係る指定管理料は12,620,000円である。

その内訳は、人件費（職員給与等）、事務費（消耗品費、水道光熱費、修繕費、業務委託費等）となっている。

(4) 監査の結果

ア 社会福祉協議会に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 社会福祉協議会活動補助金の実績報告において、市に提出した実績報告書と異なる報告書が保管されていた。

適正に書類を管理されたい。

#### イ 健康福祉部地域福祉課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

補助金に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 社会福祉協議会活動補助金（人件費補助金）において、根拠規定で定める交付対象者と実際の交付対象者が一部異なっていた。

規定を見直し適正な事務処理を行われたい。

## 2 公益財団法人亀岡市都市緑花協会の概要及び結果

### (1) 団体の概要

#### ア 設立の目的・事業

公益財団法人亀岡市都市緑花協会（以下「緑花協会」という。）は、亀岡市の緑地の保全及び緑化の推進に係る事業を行うことにより、亀岡市における都市緑化を推進し、「花」と「緑」にふれあう場や、身近な暮らしの中の「花」と「緑」を創出し、身近に感じ親しめるよう心豊かな生活環境を支えるとともに、緑化啓発活動の発信と交流を図り、もって、亀岡市の『緑ゆたかな潤いと安らぎのある街づくり』の発展に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

○街路、都市公園、公共施設等の緑花木及び施設の維持管理 事業

○都市緑化・緑地保全を推進するための緑化推進普及啓発事業

○都市緑花基金の造成事業

○収益事業

（外部機関からの街路樹等管理業務受託、緑化資材の販売等）

#### イ 組織（令和4年3月31日現在）

○評議員 9人

○役員 理事 12人

（うち理事長1人、副理事長1人、常務理事1人）

※常務理事は事務局長、総務課長及び管理課長を兼務

監事 2人

顧問 3人

○事務局	事務局長	1人（兼務）
	総務課長	1人（兼務）
	管理課長	1人（兼務）
	事務局長補佐兼管理係長	1人
	事務職員	2人
	技術職員	2人
	嘱託職員	2人
	臨時職員	7人

(2) 補助金の概要

令和3年度に亀岡市から緑花協会へ交付された補助金総額は25,398,487円で、うち監査対象とした補助金は次のとおりである。

(単位：円)

補助金名称	補助金額	補助内容
公益財団法人亀岡市都市緑花協会補助金	25,398,487	緑花協会の職員に係る人件費及び事務所維持管理経費に対する補助

(3) 指定管理料の概要

令和3年度に亀岡市から緑花協会へ支払われた亀岡市都市公園33箇所に係る指定管理料は、29,708,000円である。

その内訳としては、人件費（職員給与等）、事務費（通信運搬費、消耗品費等）、管理費（光熱水費、委託費、修繕料等）となっている。

(4) 監査の結果

ア 緑花協会に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程第2条第1項に、職員の給与の額及びその支給方法については、亀岡市一般職員の給与に関する条例の例によるものとする定められている。しかし、祝日である11月3日（水）の勤務について市とは異なる取扱いをしていた。

今後は市の規定に沿った対応をされたい。

(イ) 次の規則及び規程において、基準としている市の規則が現在は廃止されているにもかかわらず、条文に反映されていなかった。

当該規則及び規程の見直しを行われたい。

a 公益財団法人亀岡市都市緑花協会臨時雇用職員就業規則第16条第1項

「亀岡市臨時的任用職員取扱規則第21条第2項に定める日数の年次有給休暇を受けることができる。」

※亀岡市臨時的任用職員取扱規則は令和2年4月1日付で廃止

b 公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程

【別紙－第6条関係】

「公益財団法人亀岡市都市緑花協会非常勤嘱託職員については、亀岡市非常勤職員取扱規則の例によるものとする。」

※亀岡市非常勤職員取扱規則は令和2年4月1日付で廃止

イ まちづくり推進部都市整備課に対する監査の結果

監査の結果は、次の事項を除いて概ね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

指定管理料に係る出納その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程において、給与の額及び支給方法については亀岡市一般職員の給与に関する条例の例によるものとする定められているにもかかわらず、休日の勤務について条例と異なる対応をしている事例が見受けられた。

今後は市の規定に沿った対応を行うよう、改善指示されたい。

(イ) 公益財団法人亀岡市都市緑花協会臨時雇用職員就業規則及び公益財団法人亀岡市都市緑花協会給与規程において、基準としている市の規則の廃止が反映されていない条文が見受けられた。

当該規則及び規程の見直しを行うよう改善指示されたい。

「揭示済」

---

亀岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等の結果に基づいて、同条第10項の規定に基づき監査の結果に関する報告に添えて意見を提出したので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月28日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小川克己

1 監査の概要

事務の執行及び財務に関する事務の執行を監査の対象として、定期監査（地方自治法第199条第4項）及び行政監査（地方自治法第199条第2項）を実施した。

監査期間	監査対象部局
令和4年 9月 9日から 令和4年11月 7日まで	市長公室、産業観光部、議会事務局、農業委員会事務局
令和4年10月11日から 令和4年12月16日まで	政策企画部、こども未来部、会計管理室、上下水道部、市立病院
令和5年 1月12日から 令和5年 3月22日まで	健康福祉部

## 2 意見

行政財産は、その用途又は目的を妨げない範囲で使用を許可することができ、本市においても、多くの部署で行政財産の目的外使用許可を行っている。

その使用の期間について、亀岡市財務規則で「1年を超えることができない。」と定めているが、本来1年限りの使用は想定されない電柱・電話柱等の工作物については、他の自治体の事例等も参考にしながら、複数年での許可を認める例外規定を設けるなどの見直しを検討されたい。

「揭示済」

# 教育委員会欄

## 規則

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

亀岡市教育委員会  
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第2号

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和40年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「放課後児童係」を「児童クラブ事業推進係」に改める。

別表第2社会教育課の項中「放課後児童会」を「放課後児童健全育成事業」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市教育委員会個人情報保護規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

亀岡市教育委員会  
教育長 神先宏彰

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市教育委員会個人情報保護規則を廃止する規則

亀岡市教育委員会個人情報保護規則（平成12年亀岡市教育委員会規則第10号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市教育委員会告示第1号

亀岡市文化財保護条例（昭和43年亀岡市条例第43号）第6条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月22日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

次の文化財を、亀岡市指定文化財に指定する。

指定名称	種別	所有者	所在地
亀山城惣構跡（土塁） [円通寺境内地]	史跡	宗教法人円通寺	亀岡市紺屋町65の一部、 67、85-1

「揭示済」

## 任免及び辞令

(各 通)

川 邊 久留実  
石 山 耐 子  
塚 本 綏佳子  
佐 野 直  
名 倉 季 子  
藤 田 光 宣

亀岡市図書館協議会委員に委嘱します

令和5年3月1日

## 選挙管理委員会欄

### 規 程

亀岡市選挙管理委員会個人情報保護規程を廃止する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

亀岡市選挙管理委員会規程第1号

亀岡市選挙管理委員会個人情報保護規程を廃止する規程

亀岡市選挙管理委員会個人情報保護規程（平成12年亀岡市選挙管理委員会規程第2号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

# 告示

## 亀岡市選挙管理委員会告示第29号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

1, 461人

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第30号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

24, 349人

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第31号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

12, 175人

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第32号

令和5年4月9日執行予定の京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和5年3月27日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

【省略】

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月30日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

1,462人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第34号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月30日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

24,356人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第35号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年3月30日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

12,178人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第36号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年3月31日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

令和5年4月9日執行 京都府議会議員一般選挙 投票管理者・同職務代理者一覧表

地区名	投票区番号	投票管理者		同職務代理者	
		氏名	住所	氏名	住所
亀岡	1	仕合裕	省略	藤田雅史	省略
	2	高田裕一	省略	巻田晃宏	省略
東別院	3	藤原清次	省略	乾彰展	省略
西別院	5	作田昌弘	省略	西村重喜	省略
	6	菖蒲孝司	省略	田村知弘	省略
曾我部	7	廣瀬達	省略	伊藤正人	省略
	8	江見政幸	省略	宮川泰一	省略
吉川	9	赤田雅光	省略	佐藤陽介	省略
葺田野	10	谷本澄夫	省略	成田一真	省略
本梅	12	大西武司	省略	中川正大	省略
	13	小林功	省略	谷健太	省略
畑野	14	辻村修二	省略	岡本英明	省略
	15	谷口文雄	省略	園田恭丈	省略
宮前	16	山口忠弘	省略	工藤彰	省略
	17	人見輝雅	省略	三宅晃圓	省略
	18	太田覚一	省略	橋本広明	省略
大井	19	三宅泰宏	省略	近藤洋介	省略
	20	眞木恵子	省略	森田幸治	省略
千代川	21	小川幸信	省略	美馬大人	省略
	22	俣野浩幸	省略	俣野孝明	省略
馬路	23	井上浩	省略	谷裕幸	省略
	24	名倉治之	省略	佐藤知草	省略
	25	堤敏次	省略	足立慎吾	省略
旭	26	平井正	省略	平井透	省略
	27	射場和美	省略	川勝洋太	省略
千歳	28	人見雅之	省略	廣瀬直人	省略
	29	廣瀬哲雄	省略	廣瀬敬太	省略
	30	平野慶三	省略	泊武宏	省略
河原林	31	今井克多	省略	竹村直樹	省略
	32	桂眞一	省略	林田和也	省略
保津	33	廣瀬文章	省略	山口福子	省略
東本梅	35	中村修司	省略	井内康博	省略
	36	中西顯	省略	土川有紀	省略
篠	37	富士原俊行	省略	荒美大作	省略
篠・東つじ	38	中龍雄	省略	石津仁	省略
西つじ	39	野中康朗	省略	串崎眞	省略
亀岡	40	芳野重徳	省略	太田健一郎	省略
篠	41	山本巖	省略	谷智行	省略
南つじ	42	山田秀一	省略	中西孝臣	省略
東別院	43	西野俊博	省略	八田恭尚	省略
篠	44	日向徹	省略	山下大輔	省略
千代川	45	齋田義彦	省略	松永恵理子	省略

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第37号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

投票区名	投票所の施設	所在地
第1投票区	亀岡小学校	亀岡市内丸町15番地
第2投票区	亀岡市役所市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
第3投票区	東別院町ふれあいセンター	亀岡市東別院町東掛一アン15番地8
第5投票区	亀岡市西別院生涯学習センター	亀岡市西別院町袖原佃17番地
第6投票区	犬甘野児童館	亀岡市西別院町犬甘野霜ノ下2、3、4番地
第7投票区	曾我部公民館	亀岡市曾我部町南条北荒水代4番地1
第8投票区	寺区公民館	亀岡市曾我部町寺広畑12番地
第9投票区	吉川公民館	亀岡市吉川町吉田沢63番地
第10投票区	亀岡市葎田野生涯学習センター	亀岡市葎田野町佐伯西ノ辻9番地1
第12投票区	ほんめ町ふれあいセンター	亀岡市本梅町井手梅原3番地
第13投票区	西加舎公民館	亀岡市本梅町西加舎塩賀14番地1
第14投票区	畑野町公民館	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1
第15投票区	土ヶ畑公民館	亀岡市畑野町土ヶ畑堂ノ下19番地
第16投票区	宮川公民館	亀岡市宮前町宮川谷ノ下103番地
第17投票区	神前ふれあいサロン	亀岡市宮前町神前平見1番地1
第18投票区	猪倉公民館	亀岡市宮前町猪倉森ノ下10番地
第19投票区	大井小学校	亀岡市大井町並河1丁目3番1号
第20投票区	小金岐区会議所	亀岡市大井町小金岐馬場崎21番地
第21投票区	千代川町自治会館	亀岡市千代川町北ノ庄国主ヶ森19番地
第22投票区	北ノ庄会議所	亀岡市千代川町北ノ庄市場2番地
第23投票区	馬路生涯学習センター	亀岡市馬路町流川2番地1
第24投票区	池尻区公民館	亀岡市馬路町池尻60番地1
第25投票区	馬路老人センター	亀岡市馬路町小米田45番地4
第26投票区	旭コミュニティセンター	亀岡市旭町年角25番地
第27投票区	山階公民館	亀岡市旭町井戸ノ下211番地2
第28投票区	国分公民館	亀岡市千歳町国分西垣内15番地1
第29投票区	千歳町自治会事務所	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3
第30投票区	出雲会議所	亀岡市千歳町千歳南所26番地
第31投票区	亀岡市河原林生涯学習センター	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1
第32投票区	勝林島会議所	亀岡市河原林町勝林島稲荷53番地
第33投票区	保津児童館	亀岡市保津町式番11番地1
第35投票区	赤熊公民館	亀岡市東本梅町赤熊南垣内22番地
第36投票区	大内営農センター	亀岡市東本梅町大内上条30番地
第37投票区	安詳小学校	亀岡市篠町篠中北裏68番地
第38投票区	東つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目6番7号
第39投票区	西つつじヶ丘ふれあいセンター	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号
第40投票区	亀岡市文化資料館	亀岡市古世町中内坪1番地
第41投票区	詳徳小学校	亀岡市篠町柏原田中3番地1
第42投票区	亀岡市南つつじヶ丘コミュニティセンター	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目43番1号
第43投票区	見立自治会館	亀岡市東別院町鎌倉見立19番地171
第44投票区	西山区集会所	亀岡市篠町王子唐櫃越1番地51
第45投票区	小林区会議所	亀岡市千代川町小林植田61番地

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第38号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における投票記載場所の氏名掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

- 1 場 所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所
- 2 日 時 令和5年3月31日 午後5時30分

「掲示済」

---

亀岡市選挙管理委員会告示第39号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

施 設 名	所 在 地
亀岡市役所 市民ホール	亀岡市安町野々神8番地
アル・プラザ亀岡 3階催事場	亀岡市篠町野条上又11番地1

「掲示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第40号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における期日前投票所に係る投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年3月31日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

令和5年4月9日執行 京都府議会議員一般選挙  
期日前投票所における投票管理者・同職務代理者 一覧表

(1) 市役所 市民ホール

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和5年4月1日	俣野健一郎	省略	小島香代子	省略
令和5年4月2日	小島香代子	省略	中井康雄	省略
令和5年4月3日	美馬義晴	省略	俣野健一郎	省略
令和5年4月4日	俣野健一郎	省略	小島香代子	省略
令和5年4月5日	中井康雄	省略	美馬義晴	省略
令和5年4月6日	小島香代子	省略	中井康雄	省略
令和5年4月7日	美馬義晴	省略	俣野健一郎	省略
令和5年4月8日	中井康雄	省略	美馬義晴	省略

(2) アル・プラザ亀岡 3階 催事場

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
令和5年4月7日	俣野健一郎	省略	大原裕司	省略
令和5年4月8日	小島香代子	省略	上園千佳	省略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第41号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における開票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年3月31日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

開票管理者	省略	俣野 健一郎
同職務代理者	省略	美馬 義晴

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第42号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

- 1 開票場所  
ガレリアかめおか  
亀岡市余部町宝久保1番地の1
- 2 開票日時  
令和5年4月9日 午後9時00分

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第43号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における亀岡市開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

- 1 場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所
- 2 日時 令和5年4月6日  
午後5時30分

「揭示済」

# 公平委員会欄

## 規則

亀岡市公平委員会個人情報保護規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

亀岡市公平委員会  
委員長 深澤則夫

亀岡市公平委員会規則第1号

亀岡市公平委員会個人情報保護規則を廃止する規則

亀岡市公平委員会個人情報保護規則（平成12年亀岡市公平委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

# 農業委員会欄

## 規則

亀岡市農業委員会個人情報保護規則を廃止する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

亀岡市農業委員会規則第1号

亀岡市農業委員会個人情報保護規則を廃止する規則

亀岡市農業委員会個人情報保護規則（平成12年亀岡市農業委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市農業委員会公告第3号

令和5年3月定例総会を下記のとおり公告する。

令和5年3月1日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

1 日 時

令和5年3月6日（月）  
午後1時30分から

2 場 所

亀岡市役所 302・303会議室

3 議 題

- ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
- ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- ・第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- ・第5号議案 非農地証明交付について
- ・第6号議案 亀岡市空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の別段面積に関する規程の廃止について
- ・第7号議案 農地取得に係る別段の面積（下限面積）の廃止について
- ・第8号議案 農地法第3条許可に関する申し合わせ事項及び農地法第3

条（所有権移転）に関する審査要領の修正について

- ・報告第1号 農地法第4条第1項第9号の適用除外届出書の受理について

「揭示済」

# 上下水道部欄

## 規程

亀岡市上下水道部個人情報保護規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市上下水道部個人情報保護規程を廃止する規程

亀岡市上下水道部個人情報保護規程（平成12年亀岡市公営企業管理規程第20号）は、廃止する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第2号

亀岡市水道料金等収納事務委託規程の一部を改正する規程

亀岡市水道料金等収納事務委託規程（平成20年亀岡市上下水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「亀岡市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

人事制度の見直しに伴う関係上下水道事業管理規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

人事制度の見直しに伴う関係上下水道事業管理規程の整理に関する規程

(亀岡市上下水道部決裁規程の一部改正)

第1条 亀岡市上下水道部決裁規程(昭和48年亀岡市水道事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の人事に関する事項の表を次のように改める。

人事に関する事項

事項	管理者	部長	課長	副課長
1 職員の年次有給休暇及び7日未満の期間(週休日又は休日を挟む場合はこれを含む。次の項において同じ。)の年次有給休暇以外の休暇(以下「特別休暇等」という。)及び休業(部分休業及び短時間勤務を含む。以下同じ。)に関する事				
部長、担当部長	○			
次長、課長、担当課長		○		
副課長、担当副課長、係長、主幹			○	
その他の所属職員				○
2 職員の7日以上期間の特別休暇等及び休業に関する事				
(総務・経営課長合議)				
部長、担当部長、次長、課長、担当課長	○			
副課長、担当副課長、係長、主幹		○		
その他の所属職員			○	
3 職員の即日出張に関する事				
部長、担当部長	○			
次長、課長、担当課長		○		
副課長、担当副課長、係長、主幹			○	
その他の所属職員				○
4 職員の宿泊付き出張に関する事				
部長、担当部長、次長、課長、担当課長	○			
副課長、担当副課長、係長、主幹		○		
その他の所属職員			○	
5 職員の週休日及び勤務時間の割振り並びに時間外勤務及び休日勤務等に関する事				
部長、担当部長	○			
次長、課長、担当課長		○		
副課長、担当副課長、係長、主幹			○	
その他の所属職員				○
6 所属職員(上司が特に命じた者を除く。)の事務分担に関する事			○	

7 職員の服務に係る諸届等に関する事。 (次の項に該当するものを除く。) (総務・経営課長合議)				
部長、担当部長、次長、課長、担当課長	○			
副課長、担当副課長、係長、主幹		○		
その他の所属職員			○	
8 職員の職務に専念する義務の免除のうち軽易なもの				
部長、担当部長	○			
次長、課長、担当課長		○		
副課長、担当副課長、係長、主幹			○	
その他の所属職員				○

(亀岡市上下水道部職員就業規程の一部改正)

第2条 亀岡市上下水道部職員就業規程(昭和58年亀岡市公営企業管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条の見出しを「(定年前再任用)」に改め、同条中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「亀岡市職員の再任用に関する条例(平成13年亀岡市条例第36号)」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年亀岡市条例第31号)」に改める。

第7条中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

管理監督職勤務上限年齢による降任については、法第28条の2から第28条の5までの規定及び職員の定年等に関する条例(昭和59年亀岡市条例第31号)の定めるところによる。

第11条第3項を削る。

第14条第1項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第37条中「亀岡市上下水道部の企業職員等に関する規程」を「亀岡市上下水道部の企業職員等の旅費に関する規程」に改める。

第38条第5項中「勤務時間」の次に「、休暇」を加え、「亀岡市服務規則第8条から第12条まで(第10条を除く。)の規定を準用する」を「市長事務部局の職員の例による」に改める。

第49条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「健康保険法(大正11年法律第70号)」を「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)」に改める。

附則第4項を削る。

(亀岡市上下水道部の企業職員等の旅費に関する規程の一部改正)

第3条 亀岡市上下水道部の企業職員等の旅費に関する規程(昭和47年亀岡市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「短時間勤務の職を占めるもの」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、この規程による改正後の亀岡市上下水道部職員就業規程第49条第2項の規定（「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める部分を除く。）は、令和4年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の亀岡市上下水道部職員就業規程及びこの規程による改正後の亀岡市上下水道部の企業職員等の旅費に関する規程の規定を適用する。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第13号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、令和5年3月16日から令和5年3月30日までの期間、亀岡市上下水道部お客様サービス課において、縦覧に供する。

令和5年3月16日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 供用及び汚水の処理を開始する年月日  
令和5年3月31日
- 2 供用及び汚水の処理を開始する区域  
千代川町北ノ庄惣堂、大井町並河3丁目、土田3丁目、余部町宮田、谷川尻、荒塚町1丁目、三宅町2丁目、安町、西つつじヶ丘大山台1丁目、東つつじヶ丘都台3丁目、篠町（伊賀ノ辻、東垣内）、浄法寺（土井、茱萸谷）、柏原（田中、川原垣内）、野条馬場、王子西ノ山、曾我部町西条下檀ノ上、穴太（川原口、口山）、蔦田野町柿花三十代、佐伯大東、亀岡駅北土地区画整理事業区域内、篠町篠企業団地土地区画整理事業区域内の各一部
- 3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式
- 4 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称  
(1) 位 置：京都府亀岡市三宅町八田1番地  
(2) 名 称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

# 公 告

## 亀岡市上下水道部公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による南丹都市計画下水道事業の事業計画変更認可の告示（令和3年亀岡市告示第54号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告する。

なお、同法第67条の規定により、公告の日の翌日から起算して10日を経過した後に事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額及び当該建物等を譲り渡そうとする相手方その他都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第55条で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和5年3月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 施行者の名称  
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
南丹都市計画下水道事業
  - (2) 名称  
亀岡市公共下水道
- 3 事務所の所在地  
亀岡市安町釜ヶ前20番地  
亀岡市上下水道部下水道課
- 4 事業施行期間  
昭和49年12月24日から  
令和11年3月31日まで

## 5 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

「揭示済」

## 亀岡市上下水道部公告第3号

亀岡市から南丹都市計画下水道事業の変更認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、関係図書を縦覧に供する。

令和5年3月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 施行者の名称  
亀岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
南丹都市計画事業  
亀岡市公共下水道事業
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町釜ヶ前20番地  
亀岡市上下水道部下水道課

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

死後処置料		1回 11,000 (1,000)
訪問看護に係る交通費	通常の事業の実施地域外かつ病院から片道10キロメートル以上の場所で行う場合に限る。	1回 550 (50)

### 附 則

（施行期日）

- この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- この規程による改正後の亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の規定は、令和5年4月1日以後の利用に係る使用料等について適用し、同日前の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第2号

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第6項第2号中「20,000円」を「25,000円」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第3号

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程

（亀岡市立病院処務規程の一部改正）

第1条 亀岡市立病院処務規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地域医療情報センター」を「、地域医療情報センター及び訪問看護ステーション」に、

「中央材料室」を

「中央材料室

訪問看護ステーション」に改める。

第3条第7項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

8 訪問看護ステーションの分掌事務は、訪問看護に関することとする。

第4条に次の1項を加える。

8 訪問看護ステーションに所長を置き、必要に応じて、副看護師長、主任看護師及びその他の職を置くことができる。

第5条に次の1項を加える。

9 訪問看護ステーションにおいては、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 所長は、病院長及び副院長を補佐し、上司の命を受けて所管事務又は業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 副看護師長及び主任看護師は、上司の命を受けて専門に係る事務又は業務を処理し、所属職員を指揮監督する。

（亀岡市立病院事務決裁規程の一部改正）

第2条 亀岡市立病院事務決裁規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「病院管理規程」を「病院事業管理規程」に改める。

第29条を第30条とし、第11条から第28条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

(訪問看護ステーション所長の専決事項)

第11条 訪問看護ステーション所長は、所属職員の休暇、出張、特殊勤務、時間外勤務、宿日直勤務及び管理職員特別勤務に関する事項を専決することができる。

別表中「第11条」を「第12条」に、「第12条」を「第13条」に改める。

(亀岡市立病院職員就業規程の一部改正)

第3条 亀岡市立病院職員就業規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び科長」を「、科長及び所長」に改める。

(亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第4条 亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程(平成18年亀岡市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「、課長」の次に「、所長」を加える。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

職員の定年の引上げ等に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第4号

職員の定年の引上げ等に伴う関係規程の整備に関する規程

(亀岡市立病院職員の特別退職等措置規程の廃止)

第1条 亀岡市立病院職員の特別退職等措置規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第17号)は、廃止する。

(亀岡市立病院職員の再任用に関する規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院職員の再任用に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

亀岡市立病院職員の定年前再任用に関する規程

第1条中「亀岡市職員の再任用に関する条例(平成13年亀岡市条例第36号)」を「職員の定年等に関する条例(昭和59年亀岡市条例第31号)第10条の規定」に、「再任用の」を「定年前再任用の」に改める。

第2条第1項中「再任用」を「定年前再任用」に、「平等取扱」を「平等取扱い」に改め、同条第2項中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第3条を次のように改める。

(定年前再任用の方法)

第3条 職員の定年等に関する条例第10条の規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

第4条中「再任用職員」を「定年前再任用職員」に改め、同条ただし書中「第4号」を

「第2号」に改め、同条第2号及び同条第3号を削り、同条第4号中「再任用の任期の満了」を「定年前再任用」に改め、同号を同条第2号とする。

第5条中「再任用及び再任用の任期の更新」を「定年前再任用」に改める。

第6条中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第3条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「亀岡市立病院職員(」の次に「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。」を加える。

第4条第3項中「(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項本文」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(亀岡市立病院職員の再任用に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

2 この規程による改正後の亀岡市立病院職員の定年前再任用に関する規程の規定にかかわらず、暫定再任用職員(定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例(令和4年亀岡市条例第25号)附則第10項及び第15項の規定により採用される

職員をいう。以下同じ。)については、なお従前の例による。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の亀岡市立病院職員の給与に関する規程の規定を適用する。

「揭示済」

亀岡市病院事業個人情報保護規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第5号

亀岡市病院事業個人情報保護規程を廃止する規程

亀岡市病院事業個人情報保護規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第8号)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立病院診療情報開示規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第6号

亀岡市立病院診療情報開示規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院診療情報開示規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「さらに」を削り、「及び亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）」を「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）」に改める。

第7条第3号中「60日」を「44日」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」

## 固定資産評価審査委員会欄

### 規 程

亀岡市固定資産評価審査委員会個人情報保護規程を廃止する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

亀岡市固定資産評価審査委員会  
委員長 松岡保彦

亀岡市固定資産評価審査委員会規程第1号

亀岡市固定資産評価審査委員会個人情報保護規程を廃止する規程

亀岡市固定資産評価審査委員会個人情報保護規程（平成12年亀岡市固定資産評価審査委員会規程第2号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

「揭示済」